

議 事 日 程 第 2 号

平成30年9月5日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	山	村	明	議員	2 番	工	藤	正	雄	議員		
3 番	堤		郁	雄	議員	4 番	佐	藤	忠	次	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	高	橋		壽	議員	8 番	高	橋	英	夫	議員	
9 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 0 番	鈴	木	藤	英	議員
1 1 番	皆	川	真	紀	子	議員	1 2 番	成	澤	和	音	議員
1 3 番	鳥	海	隆	太	議員	1 4 番	相	田	光	照	議員	
1 5 番	中	村	圭	介	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	島	軒	純	一	議員	1 8 番	小	久	保	広	信	議員
1 9 番	太	田	克	典	議員	2 0 番	我	妻	徳	雄	議員	
2 1 番	木	村	芳	浩	議員	2 2 番	相	田	克	平	議員	
2 3 番	島	貫	宏	幸	議員	2 4 番	小	島		一	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	猪俣郁子
上下水道部長	穴戸義宣	市立病院長	渡辺勅孝
総務課長	安部道夫	財政課長	遠藤直樹
総合政策課長	安部晃市	教育長	大河原真樹
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	佐藤哲
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	村岡学
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	宇津江俊夫
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、「発達障がい児の診断、療育・訓練センターの設置」の県要望と今後の対応について外2点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） おはようございます。

私は3点について質問いたします。

まず最初の質問です。発達障がい児の診断、療育・訓練ができるセンターを置賜地域に設置するよう、米沢市の重要事業要望事項の一つとして昨年度、今年度と県に要望を続けましたが、その見通しと米沢市の対応について、6月議会に引き続き質問いたします。

6月議会での当局答弁では、昨年度の県の回答は、上山にある県立こども医療療育センターでは平成28年度に療育棟を開設し、療育環境の改善を図ったこと、発達障がいなどを診断する高度な知見と経験を有する医師の確保が困難という理由から、米沢市あるいは置賜地域にセンターの設置は考えていないというものでした。また、今年度から、米沢こころの病院が児童精神科の診療を始めたので、ここで発達障がいの診断ができればと期待したいとの答弁がありました。

6月議会では私は、県は置賜地域へのセンター設置は考えていないこと、こころの病院で児童精神科の診療が始まったことなどを踏まえ、「期待す

る」にとどめず、米沢市が具体的な提案を持って今年度は県に要望活動をすべきではないかと問題提起をしました。

そこで伺います。

今年度の要望は、県に対してどのように行ったのか。そしてそれに対し、県の認識あるいは方針に何かしら変化があったのか、県の前向きな回答はあったのか、そしてそれを受け米沢市は今後どのような対応を検討しているのか、お知らせください。

児童福祉法に従って、米沢市では2020年度までに児童発達支援センターをひまわり学園内に設置するとしています。6月議会でも、この発達支援センターの機能と役割について、県立こども医療療育センターとの違いについて伺いました。当局の答弁によれば、その一番の違いは、診断や治療を行う診療や訓練機能は有していない。障がい児通所支援などを行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、保育園や幼稚園などの障がい児を預かる施設への援助、助言を行う療育支援施設というのが児童発達支援センターだという答弁でした。

そういたしますと、県立こども医療療育センターでの診断、療育・訓練にかわる施設というのではないということになります。児童福祉法に従って設置するものであるわけではありますが、県に要望するセンターとの関係では、関係のない機能や役割を持つものではないというふうに考えます。むしろ連携していかなければならない施設とすべきではないでしょうか。連携できる施設と人を配置していく必要があると考えます。

そこで、6月議会での答弁に加えて、もう少し詳しく米沢市が2020年度までに設置を予定している児童発達支援センターの施設とその体制について、現在お考えの内容についてお知らせください。

県へ要望する施設と米沢市が設置しようとして

いる支援センターの関係をどうするか、このことも含め、発達障がいを持つ子供の早期発見からそれに続く診断、さらに療育・訓練ができる機能と体制をどう整えていくかということは、県の認識と考えを踏まえて、よく検討する必要があります。保護者、関係者と長年この課題に取り組んできた小児科の医師の皆さん方と一緒にこの課題の認識を共有し、米沢市としての対応策を探る必要があるのではないのでしょうか。

この点について私は、2年前の2016年の6月議会で質問をいたしました。その答弁では、要望するに当たっては、行政側の考えだけではなく、当事者である保護者などの意見や、現場で発達障がい児を支援しておられる関係機関の方々と要望を集約し具体化していくことが大変重要なことと考えている。そして既にある地域自立支援協議会子ども支援部会で、当事者団体や支援関係機関などの意見を集約していきたいというものでした。しかし、この2年間、答弁のような動きが私は余りなかったのではないかと考え、2年が経過したことし6月議会で再度質問したわけです。ここでも2年前の答弁と全く同じでした。

そこで改めて伺いたいのは、自立支援協議会子ども支援部会では、このことがこの2年の間、2016年6月議会の答弁後、そしてさきの6月議会に再度質問いたしたわけですが、それ以降、こういった協議がなされてきたのでしょうか、お知らせください。

自立支援協議会では、当事者、関係者の皆さん方の意見の集約や要望を聞くことができるにしても、それを具体的に機能や体制を整えていく作業、それは現状の課題をしっかりと踏まえ、どう整えていけばいいのか、そういう大きな課題があります。県が果たす役割と米沢市が果たすそれぞれの役割についてどんなものがあるのか、そういう課題について、専門的な知見と経験を持つ方々、特にこの分野に詳しい小児科の医師、県立こども医療療育センター、所管の置賜保健所、置賜総合

支庁など、県も含めた協力が必要ではないかと考えます。

6月議会の答弁では、新たな組織を立ち上げるのではなく、自立支援協議会で進めていくと答弁していますが、それでいいのかどうか、そのことも含めもう一度検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

同時に、この課題が置賜の他の自治体も抱える課題であって、置賜総合開発協議会の県要望としても掲げているのであれば、置賜地域の各自治体との協議も深め、各市町村の現状の取り組みなども情報交換をしながら、当事者の意見もリアルに県に伝えながら、要望内容も具体的なものにし、置賜地域全体で強く県に要望していく必要があるのではないのでしょうか。

次の質問です。この夏の猛暑対策にかかわる点について、7月末に市長、教育長に対し、既に猛暑対策を申し入れています、そのうちの2点に絞って質問いたします。

生活保護世帯のクーラー設置、これはこれまで厚生労働省は生活保護費の支給対象としてきませんでした。2011年に初めて国会での質疑の中で購入費用を借金し、生活保護費から返済し設置する、そのことを初めて認めることにしました。しかし原則は、依然として生活保護費の支給額の中から何とかやりくりして返済に充てることとしています。

ことし7月になって厚労省は、高齢者、障がい者、病気の子供、健康状態や住環境を福祉事務所が総合的に勘案して、熱中症対策が必要かどうか、それを判断した上で、必要だとすれば一時扶助という費目で、つまり家具什器費として保護費の対象とし、エアコン購入費と設置工事費用の一部、5万円を上限として7月1日から保護を受給する世帯に支給するということにしました。ただし、ことに限っては、4月1日にさかのぼって対象範囲を拡大しています。しかし、それ以外の保護受給世帯は対象となっておりませんし、対象とす

るように全国各地から現在国に要望が寄せられているというふうに聞いています。

日々の生活に困窮している生活保護受給世帯にとって、エアコンの設置費用は大変厳しいものがあるというふうに考えます。私も生活相談の中で、何とかならないかというふうに保護世帯の方から御相談をいただき、病気など特別な理由で福祉事務所に相談をし、それでもって認めていただいて、社会福祉協議会に行って生活福祉資金を借り、そして保護費から分割で返済することをケースワーカーに約束をし、何とか設置できたということがこれまで何度かありました。生活保護世帯がエアコンを設置するとすれば、最低生活費を下回ることにもなりかねません。厚労省の通知の対象にはならない世帯であっても、エアコンを設置したいという場合に設置しやすいように、例えば貸付金制度などを用意する必要があるのではないのでしょうか。社会福祉協議会から一時金を借りればいいということではないのではないのでしょうか。市が用立て、これを準備する必要があるのではないのでしょうか。

今回の通知の保護世帯への周知について、7月の民生常任委員会協議会の折に周知徹底を求めておりましたが、ケースワーカーを通じ徹底するとの答弁でした。その結果、この通知の対象世帯でエアコンを設置できた世帯はどの程度あったのでしょうか、お知らせいただきたいというふうに思います。

対象世帯ではあったが、設置しなかったという世帯については、その理由はいろいろあったかと思えます。設置費用や電気代がままならないという理由で設置をためらわれた方もいらっしゃるのではないかとこのように推測されます。状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

次の質問は、小中学校普通教室へのクーラー設置について伺います。

この質問は、さかのぼってみますと、2002年に、「夜の職員会議は虫が入ってくるので窓を閉め

切って会議をやっている、早く職員会議を終わしてほしいと先生方は思っている」というお話を聞きまして、まず、職員室にクーラーをと求め、普通教室には、PTAなどの予算で設置した扇風機、これはまず市の予算でちゃんと設置するべきではないかというふうに求めました。2004年には、職員室、保健室、そして給食調理員の皆さん方の休憩室へクーラーを設置するように求めました。その後、2010年だったかというふうに思いますが、猛暑でして、その経験から、2013年には普通教室へのクーラー設置を要望し、それ以降、昨年まで繰り返しこの議会でも取り上げ、要求してきたところです。

2008年には文科省が、小中学校の夏場の教室の温度について、改訂した学校環境衛生マニュアルというもので、夏場の教室の温度は30度以下が望ましい。そして学習を効果的に行える温度となれば23度から28度が望ましいと基準を示しました。教育委員会もこの間の私への答弁で、たびたびこのマニュアルを示して、教室の適温について詳しく説明をされてきたかというふうに思います。

そして、夏場の教室の適温について、教育委員会はこうした質問の中で2013年、平成25年度から3年間、市内の小中学校の室温調査を実施し、その後、校長会に諮りクーラー設置について意見を求めています。

2014年には、校長会の意見として、「大きな動きとしては」と前置きをしながらも、子供たちの健康を一番に考えた場合にはエアコン設置はお願いしたいというのが校長会の大きな動きといえますか、大きなところではそういう意見だというふうに答弁をしておりました。

その後、2015年あたりからは教育委員会の答弁が少し変わりまして、校長会の意見が、小中学校の要望について、クーラーよりも課題を抱える児童への対応や、あるいは児童の安全確保と教育環境の充実がまず上位の要望だと述べて、クーラー設置については、室温調査をさらに詳しく行った

上で、全ての教室一律に設置するのではなく、クーラーが真に必要な教室を特定して、そして予算などを検討して設置するのが望ましいという答弁に変わっていきまして、「特に暑い教室については早目の検討をして整備していくというふうに考えていきたい」と教育委員会では答弁しておりますが、微妙に前向きなトーンから後退したような答弁になったかというふうに感じています。

2016年の6月議会では、全ての学校の全ての教室に設置するのではなく、必要とされる教室を具体的に検討してきたけれども、幾つかの課題が出てきたので、普通教室より先に共用スペース、つまり共用スペースの中身が特別教室ということがわかりましたけれども、そこに設置することでまず検討を進めたいというふうに答弁をして、普通教室への設置については振り出しに戻ったような答弁だったというふうに考えます。

これが小中学校の普通教室へのクーラー設置について、私と教育委員会との長年にわたるやりとりの経過と現在の到達点です。

そこで教育委員会に伺います。

この夏の猛暑に、日本全国各地で学校教職員や父母、そして子供たちからも「学校教室へクーラー設置を」との要望が寄せられているというふうに思います。そして政府、国も山形県も、予算づけも含めて、普通教室への一定、前向きな方向に動きつつあるというふうに私は感じています。

国は、7月の段階では来年度予算で対応したいとの態度でしたけれども、8月に入りますと、今年度の学校施設環境改善交付金、これを今年度の補正予算で増額し対応したいという方針を示したというような新聞報道もありました。

また、先ごろ、来年度2019年度の文科省の概算要求が公表されましたけれども、この中でも学校の暑さ対策を手厚くし、空調設置支援、ここに予算要求を大幅に増額して出したというふうなことも報道されています。概算要求ですので今後どうなるかわかりません。たしか10年前の、先ほど

申し上げた2010年の猛暑のときに、文科省のほうで概算要求として財務省にクーラー設置の予算を上げたところ、財務省が蹴ったということで予算がつかなかったということがありましたので、これから最終、来年度の予算に盛り込まれるかどうかわかりません。しかし国の流れは、自治体のクーラー設置に対し、従来よりは支援しようとする方向が出てきたんだというふうに思います。

そこで、教育委員会が市内の小中学校普通教室にクーラーを設置しようとした場合、この間、クーラーが必要な教室を探しあぐねて結局一步も前に進まない、そういう事態に今あるというふうに思います。このままでは、これからもこの課題は、私は先送りにせざるを得ないというふうに考えます。「クーラーが必要な教室」から「全ての普通教室にクーラーが必要」と方針を転換する必要があるのではないのでしょうか。

先ごろの新聞報道では県内のクーラー設置の状況が出ておりましたし、置賜管内で言えば、長井市では既に全ての小中学校の全ての教室に設置が終わっております。そして9月議会が始まり、例えば南陽市では、設置費用の概算を議会に出したところ、議会から早急に設置をと逆にハッパをかけられるというような状況になっているようです。9月1日の新聞では、新庄市がこの9月議会に、小中全ての普通教室にエアコン設置の設計委託料を補正計上したという記事もありました。昨日の新聞では、山辺町でも来年度からエアコンを設置したいと。ただし一遍に全部設置できないので、年次計画を立ててやっていきたいという記事があったというふうに思います。

米沢市も、小中学校の全ての普通教室に整備するよう方針を改め、年次計画を立てて前に進めていくときではないのでしょうか。教育委員会の考えを改めて伺いたいと思います。

最後の3つ目の質問です。障がい者と成人式について伺います。

米沢市の成人式は、毎年5月4日にたしか開催

されているというふうに思います。米沢市に在住する、山形大学などの学生さんで住所を米沢市に移しておられない方も含めての御参加というふうに聞いておりますけれども、約900名の二十歳を迎えた方に御案内をし、そしてそのうち参加者は約700名ということになっています。

会場は、ここ何年かは市営体育館。新成人の皆さん方を含めた関係者による実行委員会でも内容を企画しながらとり行っているようです。

障がいを持つ皆さんへも、新成人を迎える方々には当然御案内もし、参加する場合、例えば車椅子が必要な方、例えば介助者が必要な方などには前もってお電話をいただくなりして当日対応できるように配慮をしています。そうした配慮がとられているわけですが、障がいを持った方で実際に5月4日の成人式に参加される方は毎年二、三人程度というふうに聞いております。

私は以前から、障がい者の皆さんの成人式について、ほかの自治体の場合、どんな成人式をやっているのかなというふうに関心を持っておりましたけれども、米沢市の成人式についても気にかかっていたところです。

そうした中、7月の新聞記事で、国立病院機構米沢病院で、重症心身障がい者の成人を迎える方、そして還暦を迎えられた方の合同のお祝いをする会の記事が載っておりました。障がいの重さで、5月の市営体育館で行う米沢市の成人式に参加できない方もいて、施設で成人をお祝いすることでした。全国各自治体の取り組みもさまざまあるようです。

米沢市も、障がい者で新成人となられる方々をお祝いできるように、可能な限りの対応が必要ではないかというふうに考えます。そこから考えますと、5月の成人式への障がい者の参加人数は、私は余りにも少ないのではないかというふうに考えます。また、米沢病院のように、その他の施設に入所されている皆さん方の場合は、今どのように成人式、成人を祝う会などを行っているのか

ようか。お伺いをしておきたいというふうに思います。

障がいを持つ方の成人式のあり方について、まず、どうしたら成人を祝う機会をつくれるのか、どんな成人式のスタイルがあるのかなどについて、当事者、関係者の皆さんと話し合っ、それに基づいて今後の成人式のあり方をぜひ御検討いただきたいと問題提起をしておきたいというふうに思います。当局の答弁をいただきたいと思います。

以上3点について、答弁をよろしく願いいたします。

○島軒純一議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 おはようございます。

私からは、発達障がい児の診断、療育・訓練センターの設置の（１）であります県への要望とそれに対する県の認識、また、今後の対応について、基本的な考え方についてお答えをいたします。

この件につきましては、御質問にありましたように、本市の重要事業としての要望のほか、置賜総合開発協議会の置賜地域としての要望、さらには、県議会議員との重要事業要望の説明会において現状をお話しし、支援をお願いしたりしながら県に対して働きかけを行ってまいりました。また、民間病院の代表者と直接お話をさせていただき、今後の対応策について働きかけを行ってきたところであります。

しかしながら、本年6月25日に開催されました平成31年度米沢市重要事業要望説明会での県の回答は、これまでと同様、専門医がいないということが大きなネックになっており、置賜地域への療育・訓練機能のあるセンター設置は難しいとの内容でした。

こういった状況の中、市の今後の対応につきましては、後ほど健康福祉部長がお答えをいたしますが、県の新たな事業の活用や民間病院との連携、対応の協議を重ねながら、引き続き発達障がい児

の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、発達障がい児の診断、療育・訓練センターの設置の県要望について、県の具体的な対応、それを受けての本市の今後の対応について及び2の小中学校普通教室、生活保護世帯へのクーラー設置など、酷暑対策についての質問のうち（1）についてお答えいたします。

初めに、（1）具体的な県の対応はどのようなものか、また、それを受けて本市の今後の対応を具体的にどのように考えているのかについてお答えいたします。

市長の答弁にありましたとおり、置賜地域への療育・訓練機能のあるセンターの設置は難しい状況ではありますが、県では今年度の新規事業として、発達障がい児地域診療体制確保事業を実施し、地域の身近な医療機関で発達障がいに関する適切な診療・助言等を受けることができる環境整備に向け、地域の医療機関の医師等を対象に「かかりつけ医等発達障がい対応向上研修会」を開催することとしております。地域の小児科の先生とこども医療療育センターとの連携を強め、地域のかかりつけ医となっている小児科の先生に発達障がい児の受け皿となっていただけのような仕組みづくりを実施していくとのことでした。また、センター以外の医療機関で発達障がいの診断ができるかどうかについて調査を実施したとのこと、その結果については今後報告があると思われます。

また、市町村やサービス事業所等が発達障がい児の特性に合わせた対応ができるよう、発達障がい者支援センターによる助言・指導等を継続して実施するとのことでした。

本市としましても、身近なかかりつけ医の小児科で発達障がいの適切な診療・助言等を受けるこ

とができ、保護者のみならず、地域の児童発達支援や、放課後等デイサービス事業所へも支援方法についてアドバイスいただけるような体制ができれば大変ありがたいと考えております。

また、本市独自事業として、ひまわり学園で実施しております発達障がい児等支援事業では、診断を受ける前から少人数でのグループ支援を行っておりますが、県や医療機関等からアドバイスを受けられるような体制ができればと考えております。

さらに、市として障がい児支援を実施しているひまわり学園において発達障がい児支援のスキルアップを図れるよう、県に助言・指導を求めるとともに、さまざまな研修会等にも参加していきたいと考えております。

次に、（2）平成32年度開設予定の市児童発達支援センターの体制と機能について、どのように考えているのかについてお答えいたします。

平成32年度設置予定の児童発達支援センターでの業務内容といたしましては、現在実施している療育の場としての児童発達支援や、診断を受ける前に利用できる発達障がい児等支援事業、幼児ことばの教室、保護者向け・支援者向けの研修会等の開催等に加え、新規事業として、保育所等訪問支援や市内全域を対象とした保護者からの相談対応や事業所等への援助・助言を予定しております。

受け入れ人数といたしましては、継続事業につきましてはこれまでどおりを想定しており、1日当たりの利用者数については、児童発達支援事業は10人、発達障がい児等の支援事業は5人から6人、幼児ことばの教室は2人から3人となり、新規事業の保育所等訪問支援については定員を10人程度とし、月に2回程度、保育所等を訪問して助言・指導を行うことと考えております。

専門職員の配置につきましては、現状での保育士5名、臨時の保育士1名に加え、保育所等の訪問支援を担当する訪問支援員1名を考えており

ます。職種といたしましては、保育士または認定心理士、理学療法士、作業療法士等を想定しております。

次に（３）、保護者、関係者との課題の認識を共有し、対応策を図る必要があるのではないかについてお答えいたします。

保護者や関係者と意見交換や情報の共有を図ることは、本市といたしましても大変重要なことと考えております。平成21年度より開催しております地域自立支援協議会において、障がい福祉に関するさまざまな関係者や、障がいをお持ちの当事者や家族の会の代表者の方にも御参加いただきまして、意見交換や情報の共有を図ってまいりました。

以前、発達障がい児の家族の会にも参加させていただきまして、御意見をお聞きしたことがございましたので、今後そのような機会を捉えて、より多くの方と意見交換をし、その現状について県にも伝えてまいりたいと考えております。

次に、２の（１）についてお答えいたします。

生活保護世帯へのクーラー設置について、どのように対応したのかについてですが、厚生労働省から本年６月27日付で、「一時扶助における家具什器費の見直しについて」の通知がありました。その内容は、熱中症予防が特に必要な人がいる世帯で冷房器具を持ち合わせていない場合は、その購入に必要な費用の支給を認めるというものです。

なお、一時扶助とは、毎月の最低生活費ではやりくりが困難な場合に支給するもので、その要件は詳細に定められております。例えば食器や炊事用具を全く持ち合わせていない場合や、災害等で布団、衣類を失ってしまった場合の購入費用、子供が小中学校へ入学する際に必要なものの購入費用など、臨時・一時的に支給するものです。

この通知を受け、本市では本年４月からの新規ケースを家庭訪問し、ケースワークの中で熱中症予防の呼びかけや冷房器具の把握とともに、制度

の周知を行って申請希望を調査したところであります。その結果、８月28日時点で、４月からの新規ケース28件のうち、施設入所の方13件、冷房器具の設置済みの方が８件、扇風機等所有等により不要という回答が７件で、申請希望者はおりませんでした。

なお、ことしは異常とも言える猛暑が続きましたので、施設入所、長期入院を除く生活保護全世帯に対しましても、ケース訪問や電話で近況を伺うとともに、熱中症に対する注意喚起を行ったところ です。

続きまして、（１）の後段の部分の、今後設置していく際に一時扶助で不足する購入・設置費用について、市独自の貸付制度を設けられないかという質問にお答えいたします。

一時扶助の支給上限額が５万円とされておりますので、不足する購入・設置費用について市独自の貸付制度を設けられないかとの御提案でございますが、既に社会福祉協議会において、低所得世帯等に対し生活の安定を図ることを目的とした生活福祉資金貸付制度を実施してございます。冷房器具の購入を希望する世帯については、この貸付制度の利用が可能ですので、まずは社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度を希望する世帯が円滑に利用できるよう支援してまいりたいと考えております。

なお、毎月の保護費の中からやりくりの中で賄い返済をしていくことになりますので、生活を圧迫することが懸念されます。そのため、冷房器具の購入を希望する場合には事前にケースワーカーに相談していただき、日ごろのケースワークを通じて家計管理の助言・指導等も行いながら、自立の助長に向けた適切な支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、小中学校における教

室へのエアコン設置の考え方と経緯についてお答えをいたします。

本市では、これまで小中学校へのエアコンの設置につきましては、良好な教育環境を構築するための必要性は認識しているものの、設置には多額の費用が必要であるとともに、ランニングコストについても財政負担が大きいことから慎重に判断する必要があり、特に必要な箇所を選定して設置を行ってきたところであります。

このため、子供たちの健康を守る観点から平成26年度までに小中学校全26校の保健室に設置したほか、平成25年度までに中学校全8校のコンピューター室に設置したのを初め、これまでも御説明してきましたとおり、図書室や音楽室等の特別教室への設置を優先して行ってまいりましたが、特別教室の設置率は小学校が17.2%、中学校が27.6%で、小中学校全体でも21.7%となっております。

一方、普通教室については、全ての小中学校にエアコンを設置するには、実態を把握しながら設置順番等を慎重に検討する必要があるため、平成25年度から3年間、各学校で室温の測定を行いました。が、さまざまな課題があり、さらに検討する必要があるとしていたところであります。

現在、小学校197教室と中学校90教室の合計287教室中、設置している教室は、万世小学校と関根小学校のプレハブ校舎となっている計4教室並びに東部小学校の病弱学級1室の計5室となっており、設置率は小学校が2.5%、中学校が0%で、小中学校全体での設置率は1.7%となっており、普通教室と特別教室の設置率は小中学校合わせて全体合計で11.8%であります。

こうしたことから、まずは早急に全ての小中学校の複数の特別教室にエアコンを整備し、ローテーションで使用するなどの工夫をしながら、全ての児童生徒がエアコンを設置している教室で授業を受けることができる環境をつくることが実現可能な方向性ではないかと考えているところ

であります。

次に、今後の普通教室へのエアコン設置の考え方ですが、本市といたしましても、現在の気象状況や学校を取り巻く社会環境等を鑑み、本市の良好な教育環境を構築するためには、今後、普通教室への設置も進めていく必要があると考えております。

しかしながら、小中学校の普通教室全287室の中で未整備教室が282室あることから、ここに一気に設置をするのは困難であると考えております。また、老朽化している校舎が多く、全ての普通教室にエアコンを設置するためには、受電設備等の増設や電気配線等の大規模な改修が必要となるケースが多いと想定をしており、建物全体を見据えて十分な検討を行う必要があると考えております。

加えて国では、従来の40年から50年程度で施設を建てかえる考え方から、建物全体の耐久性を高めることに加え、建物機能や性能を現在学校が求められている水準まで引き上げる長寿命化改修への転換を求めています。本市でも、学校施設の長寿命化計画を平成32年度までに策定することとしておりますので、ことし3月に策定した市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づく小中学校の統廃合による学校施設整備計画や本市の財政状況等を鑑み、年次計画を立てながら取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、本市の成人式は障がいのある方が参加しやすい配慮がなされているかという御質問にお答えいたします。

本市の成人式は、本市に住所を有する新成人を学年ごとに対象者として案内はがきを送付するほか、広報よねざわや本市ホームページ等にも掲載し、お知らせをしております。この対象者の住民情報を得る際には、障がいの有無は把握できて

いないところがございます。今後は、それぞれに特別な事情をお持ちの場合は連絡をお寄せいただくよう御案内をしてまいります。

なお、本市では、平成18年から市営体育館の1階アリーナで成人式を開催しておりますが、会場は車椅子でも参加いただけるようにバリアフリーとなっておりますところがございます。

これまで、障がい者に付き添う家族が同席を求められた際には会場内の希望する席に御案内をしたり、また、家族が付き添わずにスタッフの介添えを希望する場合には、入場・退場時にスタッフが介添えするなど、その都度、御本人や御家族の希望をお聞きしながら対応しております。

成人式の内容といたしましては、第1部の式典、第2部のイベントの2部構成で、合わせて約1時間半程度の開催時間となっております。ただし、これに受け付け等の時間も含めると2時間超えの長時間に及ぶことから、障がいのある方でも参加しやすいものとなりますよう、式典やイベントの構成、そして時間的なものも含めて今後検討してまいります。

また、重度の障がいにより成人式に参加できない長期に入院もしくは施設に入所しておられる方で成人を迎える方への対応についてであります。以前、独立行政法人国立病院機構米沢病院におきまして、入院中の方の成人を祝う会を開催するに当たりまして、病院から、本市に住所を有する新成人に対し、市から成人となったあかしを交付していただけないかとの依頼があり、その際は「成人証書」を作成し交付したところであります。

今後につきましても、関係機関と対象者の把握や、各施設の状況の確認等を行いながら対応について検討してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 2回目の質問ですけれども、順番は、最後の障がい者の方の成人式のあり

方ということから。

今、答弁ありましたように、今後は当事者の皆さん方の御意見も伺いながら、そのあり方を検討していきたいということでしたが、そういうことでよろしいんですね。何とか来年度の成人式から、具体的にできるかどうかわかりませんが、まずは実行委員会の皆様とこの課題について話し合うと、そしてどういう方からお話を伺った方がいいのかも含めて少しずつやりながら、米沢市の成人式、障がい者の皆さん方の祝い方について皆さんで考えていくということにぜひしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

今回、この質問に当たって、米沢病院の重症者の親の会の会長さんにもお話をお伺いいたしましたけれども、ぜひそういう取り組み、なかなかどうしたらいいかというきっかけがなかったので、ぜひそういう方向でお願いしたいものだという御意見もいただきましたので、ぜひお願いしたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

次に、生活保護世帯のクーラー設置ですけれども、壇上でも申し上げましたけれども、実際設置する場合には、上限5万の機械本体と工事費の一部という額だけでは恐らく間に合うか間に合わないか、その辺のところだというふうに思います。大体間に合わない場合があるので、なかなか設置をためらうという保護世帯の方もおられるかというふうに思います。

先ほど、「設置をどうですか」というふうにケースワーカーの方が各家庭をお訪ねになって希望を募ったところ、扇風機があるので要らないという方が7件あったということですが、扇風機があってもことはクーラーが必要だったのではないかという感じがするわけです。だから、扇風機があるので今回は要らないとおっしゃった方の胸のうちは、なかなか費用が大変だということ、それからその後の電気代が大変ではないか

という思いがあったのではないかというふうに推測するわけです。なので、そういう方にも、先ほど答弁がありましたように、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付金で対応できますという話もされたかというふうに思いますけれども、もう一度その辺のところを「そういう制度がありますので」という確認をし、ケースワーカーと、先ほどありましたように家計のやりくりも相談しながら、できるだけ設置がしやすいようなそういう相談なり対応を、来年の夏、また暑くなるわけなので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

生活福祉資金を借りやすいように、円滑に借りられるようにしていきたいという話でしたので、まずお願いしたいわけですがけれども、かねてから生活保護の申請に当たって同席をさせていただく機会が何度かあるわけですがけれども、例えば今回のように、申請に行って財布の中にどれだけお金かあるんだという話になったときに、千円札1枚とかそんな程度しかないということで、あす食べるにもちょっと困るという方もいらっしゃるわけです。生活保護の申請をして認定が出るまで原則2週間、14日以内に決定を出さなければならぬというふうに保護法で決まっているわけですがけれども、米沢市の場合、遵守されているかというふうに思いますけれども、2週間の期間、どうやってやりくりしていくかということについても事欠くという方もいらっしゃるわけです。

その際に、社会福祉協議会の生活福祉資金を借りてということもありますけれども、しかしやっぱり米沢市の福祉事務所として、生活保護の直接の担当課として、ある意味そういう貸付金制度を自前で持つということは、米沢市のこの制度、あるいはこういう市民の皆さん方に責任の所在を明確にし、きっちり責任を持つという意味でも必要ではないかとかねがね私は思っていました。ぜひ、すぐにはいかないかというふうに思いますけれども、貸付金制度をぜひ設けていただけないかということを再度ちょっと申し上げておきたい

というふうに思います。きょうは答弁要りませんけれども。

来年もぜひ、さかのぼって4月までという今年度に限っては限定がありますがけれども、その他、従前から保護費を受給されている方々は対象にならないわけなので、何とか工夫をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、普通教室へのクーラー設置ですがけれども、今回はこういう猛暑の中で、そして全国的な状況の中で、国の動き、それから県の動き、社会的な要請に配慮されたというふうに思います。

それで普通教室は、全ての学校、全ての教室に一律には設置できないけれども、各学校に数教室まず設置をして、それで使い回しといいますか、言い方はどうかわかりませんが、やりますという話ですがけれども、でも1年生の教室に6年生が入る、次3年生という話になると、机から何から持ち込んでという話になりますよね。机を移動して、ちっちゃい子、1年生の……、そういうことではないんですか。1年間通してということですか。1年間通して、今回は設置した数教室に1年生が入って、次の年は6年生、そういうことですかね。私はなかなか難しいことも出てくるんじゃないかというふうに思います。

ただし、ちょっともう一回確認したいわけですがけれども、これまでは必要な教室を探し出してといいますか、財政的に厳しいものだから何力所かしかなできません。設置しても必要な教室を探してという話でしたけれども、基本的な方針としては全ての教室にクーラーを設置するという方針なんですね。その中で、当面の間は学校の複数の教室にまず設置していきましようという話ですよ。これまでは本当に必要な教室と必要ない教室があって、線引きが難しいので、なかなか本当に必要な教室というのが確定できなかったわけですがけれども、今度は全ての教室にまずつけるという方針になったということによろしいですよ。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今後、適正規模・適正配置に基づいて学校の統廃合を進めていくわけですが、そういった施設整備を行う際にはクーラーの設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 段階を踏んでということがありますので、やり方はいろいろありますので、今回は複数の教室にまず設置をしていきたいという話でしたので、あれは一步前進だというふうに思いますが、ほかの自治体なり全国的な流れとはちょっと後ろ向きだなという思いをするわけです。やはり全部の教室にまず設置をするという方針をちゃんと固めて、その上でどういう方法がいいのかというのを吟味していくということが大事だというふうに思うんですよ。

とりわけ、先ほど壇上で申し上げましたように国の予算ですが、概算要求の数字も状況も申し上げましたけれども、手厚くするということなので、今の3分の1の交付金から交付率は多分上がるというふうに思うんですよ。あるいは別枠で補助金が加算される可能性もあると、そういう状況をよく見ながら、先ほど各学校に複数教室に設置するというような話でしたが、それでいいののかももう少し吟味する必要があるんじゃないかというふうに思います。

そしてまた、やはり財政的なことが大きなネックになっているとしたら、交付金の3分の1の交付率がどういうふうになるかわかりませんが、その時点でやはり米沢市の場合は大体全部の教室について難しいとしたら半分の教室、あるいは3分の2の教室に全て入れるとしたらどれだけの予算がかかるのかというのを前もって出しておいて、それで交付金の交付額あるいは補助額等を勘案して進めていくということをやったり検討する必要があるんじゃないでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 まず、複数教室の考え方でありましても、我々が今進めようとしておりますのは、各学校にある特別教室、図書室であったり音楽室であったりというところにまずエアコンを設置をすることで、その教室に各クラスが移動して国語だったり算数だったりそれぞれの授業を行う、学校の中でローテーションを行って全ての児童生徒が使える環境をまずつくると、それが急務であろうというふうに考えております。

その次の段階として普通教室に設置をしていくということになるわけですが、今お話がありましたように、国のほうでは来年度の概算要求で今年度の3.5倍の概算要求を出される予定だというような報道を見ております。補助率がどうなるかというのはまだわからないわけですが、先ほど答弁でも申し上げた長寿命化計画を策定すれば有利な起債制度なども活用できるということがありますので、長寿命化計画を策定して有利な制度を使いながら、また、長寿命化計画を策定しますと、今お話しのように各学校でどのような整備が必要なのか大体の概算事業費が出ますので、そういったところを踏まえながら計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 特別教室については、昨年度、未設置のところがあって設置するという話でしたが、予算づけがなくてしていなかったということでしたので、ぜひそこは約束どおり答弁どおり急ぎ設置をしていただきたいわけですが、まず。答弁というのは非常に大事というか重要ですので、当局が答弁したことをしっかりやっていただかなければならないというふうに思いますので、昨年は特別教室には全て設置するというお約束でしたので、まだ終わっていないということについては一言申し上げておきたいと思います。早く終わしてください。そして普通教室について、やっぱり全国的に設置するという方向で

すので、方針として設置するということにしていかなければならないというふうに思います。

引き続き、十何年間のやりとりですけれども、さらにこれから何年間、やることになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

発達障がいのところですが、時間がないので、ぜひいろいろ米沢市が、県が難しいという話ですので、県と役割分担、どこまで県がやるのか米沢市がどこまでやるのかという調整をしながら、県の協力も得ながら、県政の課題にもう少し上げていただきながら、県には施設整備を引き続き要望しながら、今、県と一緒にやってやることを探っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○島軒純一議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市のインバウンドの考え方、取り組み、今後の展開について、13番鳥海隆太議員。

〔13番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○13番（鳥海隆太議員） 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と言う割にはちょっと日が高くなってきたかなというような感じですが、今回、2番目ですので、御容赦いただきたいというふうに思っております。

やっぱり若干暑いなというように感じます。二、三日前は幾分涼しいなと思っていたんですが、台風が近づいてくるに従って暑いなと感じるようになってきたと。まだまだ残暑は続くんじゃない

かなというように思う次第であります。

9月なんですけれども、9月といいますと長月ともいいますね。長夜月とも、そこから長月というように来ているんだというように聞いております。秋分の日あたりを境にして、だんだん夜が長くなってきて、それにつられて雪もだんだん近くなると。この地方にとっては、雪と聞くと、寒いからぶるっとくるわけじゃないんですけれども、雪の支度とか雪の降ってきたときの対策、これを考えると非常に、いい部分もあるんですけれども、大変だなというような部分も多いなというように感じる次第であります。

9月といいますと、何かと行事も多いですね。9月1日の防災の日から始まって、秋分の日もありますし、敬老の日もあります。大切ですね。私の好きなのは、全部好きなんですけれども、やはり中秋の名月というのが好きだなと。月を見て、ああ、きれいだなと、日本人でよかったなと思うときが多々あるんですね。9月というのは、稲刈りもありますしね、いろいろと行事の多い月だというように思うわけであります。

先ほど防災の日と言いましたけれども、これは9月1日、日本全国でやるわけなんですけれども、やはりその前後、今回もそうだったんですけれども、災害というのが非常に目についたなというようなことでもあります。西日本豪雨災害というのもついこの間ありまして、犠牲者、被災された方にはお悔やみを申し上げる次第でありますし、また、ハザードマップで指定されていたところがやっぱり被害を受けたというようなことで、行政の指導というのは今後もっとはっきりしていかなくてはいけないんじゃないかなということが思われた災害でもあったなというように思います。これについては一新会、中村圭介議員がしっかりと質問していただけることと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。きのう台風21号もあつたばかりなので、これも取り上げていただきたいと、そんなくするわけじゃないんですけれ

ども、多分してくれるんだらうと思っております。

関東大震災は、大正12年9月1日11時58分53秒というような時刻に発生した。こういうように記録に一応残っているんです。本当かなと思うんですけれども、でもそのころ起きたと。ちょうど昼食どきで、炊事をやっているような時間帯でもあったので、火災も発生したというようなことでもありました。

災害は忘れたころにやってくるというようなことが定説でありまして、災害の中にも、今回、米沢は少雨というような、雨が降ればいい時期に降らなかったというようなことで、綱木川ダム、水窪ダム、そちらの水位がぐっと下がって取水制限をしなければいけなかったというようなこともありました。ただ、ついこの間、きのうだったですかね、水位が回復したというようなことありまして、市民生活も安堵したし、また、これの備えもしっかりしなくてはいけないなと、今後議会としても取り組んでいかななくてはいけないなというように思った次第でもありました災害です。

また、そういったところを見ると、日本というのは、地震はさることながら、噴火もありますし台風も来ます。豪雨もあります。我々の地方は豪雪もあります。そういったところを見ると、非常に災害の多い国だなと。こんなことを言われておりましたけれども、「災害大国日本だ」というようにも言われているようであります。ほかの国と比較しますと、それに係る予算、お金というのも非常に多くて、ちょっとやそつとの、地震を例にとってみても、震度5くらいでは倒壊がないと。でも外国で震度5くらいという倒壊も出ると、そういうような災害大国でもあるなというように思いますし、私はこれからインバウンドの質問をしますけれども、インバウンド対策の中にもやはり災害時の対応、こういったものもしっかりとやられている自治体もあるようですね。災害時に外国人の方にもわかるように言語の表記をして、わかりやすいように、逃げやすいように、

避難しやすいように案内している、そういった対策もとられている。万が一のときもありますでしょうけれども、私は、そういう国であるけれども、安心して来ていただけるようにというような対策でもあるのではないかなというように思います。

今回は、私、初めて資料を使用しますけれども、資料をもとに質問させていただきます。資料は、議長に許可をいただきまして、皆さんのほうに配付しておりますので、ごらんいただきながら質問を聞いていただきたいというように思います。

まず、本市のインバウンドの考え方、取り組み方、今後についてというようなことなんですけれども、よく考えますと、なぜインバウンドというのが必要になってきたのかというようなこと、その辺から考えていきたいと思います。

まず、お配りの資料の1番をごらんいただきたいと思います。

資料1番は、どっちかという年表みたいな年系列で書いてあります。最初は平成15年ですね。当時の小泉首相が観光立国懇談会を始めたというようなことであります。西暦にすると2003年。そのとき4月、ビジット・ジャパン事業開始というようにあると思います。ここが我が国の、地方も含めてインバウンド、観光に力を入れ始めたスタートであったというように思います。15年前ですかね。

そこから来ること平成21年、中国個人観光ビザ発給開始というようにあります。このビザ発給を皮切りに、大量のアジア各国の方が来訪するようになってきたと私は思うわけであります。

ずっと見ていきますと、25年の12月に外国人旅行者1,300万人を達成したと。このとき、2020年には2,000万人達成するんだというような目標を立てたんでありますが、2020年に達する前に、早くも1,900万人という数字をクリアしてきたというようにあります。

年表ではこういうことでありますし、インバウ

ンドの必要性を読み解く鍵として、法律があります。観光立国推進基本法というのがありまして、この概要や序文を見ても、少子高齢化の到来や国際交流の進展を視野に、観光立国が必要だと。ここで観光立国をして、地域や経済を発展していくというように書いてあるのであります。これが平成18年に出了たというようにことです。

国の施策や訪日外国人の数を見ても、かなり国は力を入れてやっています。それは我々、地方にいてもすごく感じることであるんじゃないかなというようにあります。

もう少し現状を詳しく見てみようと思うんですけども、資料2をごらんいただきたいとします。

資料2は訪日外客数です。あと出国日本人の数の推移というように書いてあると思います。これはちょっと赤いラインで引いておいたんですけども、一番上ののが1968年ですかね。別に意味はなかったんですけども、ただわかりやすいようにと思って68年に引いたということでありまして、ここでは51万人というようにことだったんですけども、観光立国を始めたころは520万人というようにことですね。2016年には2,400万人を達成したというようにことであります。

この間、数字がちょこっと変動したりしているんですけども、為替の変動が一番大きいのかなと。85年あたりにプラザ合意というのがありまして、その影響もありましてバブルが発生して、外国に行く方もそこから多くなったというように年表であります。

東北、また県内の状況はどうなのかというようにところを見てみたいと思いますけれども、資料3をお配りしていると思います。この資料3の数字を見ていただくとわかるように、全国の延べ宿泊数は約7,969万人、累計宿泊者数ですね、人泊といいますか。東北を見てみると青森は約26万人、岩手県は約18万7,000人、宮城県は26万4,000人、秋田県は10万4,000人、山形県はといいます

と約11万7,000人です。これは先ほども言いましたけれども、11万7,000人が来訪しているというようにことではなくて、11万7,000人が泊まっているというようにことです。じゃ何人来ているかに置きかえると大分少なくなるというように思います。福島県は13万人、東北全体では106万5,000人という人数。全体からしますと1.3～1.4%というように数字。全体の7,900万人から見ると1.3～1.4%にしかになっていないというようにことです。これが現状です。

資料4番を見ていただくとわかると思うんですけども、山形県はどこにあるでしょうか。下から7番目です。その前後に全て東北が入っているというように状況です。

以上の数値を見ても、若干インバウンドの状況からは取り残されていると言っても過言じゃないんじゃないかなというように思います。

なぜかという、やはり来日者がどこから入ってくるかというようにことにもよると思うんです。近くに大きい観光地があるのかというようにことでもあると思うのですが、それにしても1.3～1.4%は若干少ないんじゃないかなというように思います。

次に、一番気になる経済の波及効果というのは実際どのくらいあるのかといいますと、資料5を見ていただきたいなと思います。平成29年度の外国人旅行者数を見てみると2,869万人です。その経済効果が約4兆4,000億円ですね。1人当たりの額に直しますと15万3,921円というようにことです。この経済効果を延べ宿泊数で計算すると、1人泊当たり5万5,416円というようにことになります。この金額を先ほどの山形県の数字で掛けてみるとどうなるかといいますと、65億3,000万円なんです。これが実際、現状の山形県のインバウンド効果というようにしてあらわせると私は思います。

その中で観光庁から出しているデータで、東北の部分のデータがあります。これは資料として掲

示していないんですけれども、このデータでは、村山地方に61%来訪していると。最上地方に9%、置賜地方が6%、庄内地方に24%訪れているというようなことになっております。この計数を、先ほどの人数、金額に直しますと、置賜地域には約7,000人です。一月に換算すると589人泊です。

インバウンド効果を先ほど金額であらわせると言いましたけれども、じゃこれを金額に置きかえてみるとどうなのかと申しますと、一番大きい61%の村山地方は約39億。途中抜かしまして、置賜地方は15億ですね。比べても大分小さい金額になるんじゃないかなというように思います。ちなみに一月に589人というようにことから、一月に3,260万円ということですね、インバウンド効果が。ただ、これは置賜地方というデータですので、米沢市に限った数字ではございません。3市5町が個々に取り組んだ結果、このような数値になっているというようにことです。

以上の数値を見ても、考え方とか取り組み方、インバウンドの育て方によっては、インバウンドは本市に非常に寄与するのではないかなと。やり方なんだと思うんですね。先ほどの1人当たりの金額、これを見てもそうなんですけれども、ここからどのぐらい伸ばせばどうなるのかというのが数値的な部分で私はわかってくると思うんです。本市発展に対して、市当局といたしましてどのように捉えているか質問したいというように思いますし、また、現在までの取り組みはどのようなことだったのか、どのようなことをやってきたのかというようなこともあわせて質問させていただきます。

取り組みがどうだったのかという質問をしますと、必ず実績まで聞いておきたくなるというようにことでもありますので、実績はどうだったのかというようにこともあわせて質問させていただきますというように思います。

質問要旨の中に、取り組みに対する評価について、また、インバウンドをさらに発展させるため

には何が必要か、目標はどう設定していくのかというように通告はしてありますけれども、まず実績までの答弁をいただいてから、そこの部分の質問は再度、質問席からさせていただきたいというように思います。

若干わかりにくい部分があったかもしれません。数字を羅列した部分があったかもしれません。理解しにくいところもあったかもしれませんが、壇上からの質問と、そして質問席から質問させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、本市のインバウンドの考え方、取り組み、今後の展開についてお答えいたします。

初めに、インバウンドは本市発展に寄与すると考えるが、どのように捉えているのかについてですが、国では、観光を成長戦略として位置づけ、その重点施策としてインバウンドの増大を図っております。今後の人口減少、高齢化等による国内観光需要の減少が予測される中で、インバウンドの推進は、その目的を地域観光収入の増加、雇用の創出、地域経済の活性化としており、地方創生の軸の一つとして、地域の発展に大きく寄与することが期待されているからです。

それらの要因として、まず外国人観光客の特徴が、滞在日数が長く消費額が大きいことが挙げられます。また、外国人のニーズは、日本人のスケールだけでははかり知れない多様性を持っており、インバウンドは日本人観光客にとってのオフシーズンや平日といった観光地の弱点を埋めてくれることもあり、地域経済の活性化にもつながることがあります。

さらに、インバウンドにおける旅のスタイルやパターンは年々変化し続けており、旅行形態が団体旅行から個人旅行へシフトしつつある現在、モノの消費（買い物）に加え、コトへの消費（体験）にも注目が集まっており、訪日回数を重ねると、

これまでの東京・富士山・京都といったゴールデンルートから、その地域のありのままの生活や文化の体験を求め、住民との交流を楽しみたいという滞在・交流型観光、地方への旅行というニーズが高まってきております。

本市にとってもインバウンドを推進することは、本市を訪れた外国人と市民双方の満足感が得られ、議員がおっしゃったように交流人口の拡大による本市の経済の活性化、そして地域住民の地域への誇りや愛着の醸成などの効果が得られるものと考えております。

次に、現在までの取り組みの状況ですが、本市がインバウンドを意識した受け入れ態勢の整備に取り組んだ近年の実績は、平成21年度の英語版の観光ガイドブックを製作したのがスタートとなります。次いで平成23年度にはハングル、繁体字、簡体字に対応した観光リーフレットを、平成26年度には英語、ハングル、簡体字に対応した米沢観光・生活マップを製作したところです。

また、平成27年度には、多言語表記観光案内板の作成、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備及び多言語ホームページの作成を行うとともに、まち歩きガイドシステムの確立やまち歩きモデルツアー実施及び地域の外国人おもてなしセミナーの実施など、ソフト面にも力を入れてきました。

しかしながら、それまでの本市におけるインバウンド事業は、ソフト面の受け入れ態勢、ハード面の滞在環境、本市を知っていただくための情報発信、本市に来ていただくための手段である旅行商品の造成など、あらゆる面において計画的にそして戦略的に、官民一体となって取り組まなければならない状況でした。

そこで、少しさかのぼりますが、平成26年度に第3期米沢市観光振興計画の策定作業に着手する傍ら、市内関係機関、団体等に参画していただき、米沢市インバウンドワーキンググループを立ち上げ、本市のインバウンド対策事業の施策につ

いて検討を開始したところでした。

その結果、上位計画である第3期米沢市観光振興計画の平成28年3月策定を受け、ワーキンググループの意見書等も参考にしながら、「より選ばれる観光地YONEZAWA」を目指して、本市を訪れた外国人と市民双方の満足感が得られ、地域経済の活性化を促すことを目的とした米沢市インバウンド計画を平成29年3月に策定したところです。

本計画では、限りある財源や組織で取り組む上で、より事業の効果を高めるために、ターゲットとなる国・地域を定めております。最重点ターゲットとして台湾を挙げておりますが、台湾は山形県でも重点市場として位置づけることに加え、米沢観光コンベンション協会も交流があることなどがその理由となっております。

次に、山形大学工学部や本市外資系企業とのかかわりで、計画策定時、本市で一番来訪者が多かったアメリカを初めとした欧米諸国を重点ターゲット、そして県への来訪者が多いシンガポール、マレーシア、タイなどのASEAN諸国をターゲットとして選定しております。

これらのターゲットに対し、1点目、受け入れ態勢（ソフト）の構築、2点目、滞在環境（ハード）の整備、3点目、旅行商品の造成、4点目、情報発信の拡充について、戦略的に取り組むべく事業を進めているところです。

以下、主な事業を説明いたします。

受け入れ態勢の構築としましては、まずはインバウンドの目的を、観光関係者を初め広く市民へ伝えていく必要があると考え、人材育成のための講演会やセミナー等を開催してきました。また、温泉旅館で利用できる多言語ツール「指差し会話シート」の作成、バスマップの英語及び繁体字版の作成、そして国際的なコンベンションの誘致等を行ってまいりました。

旅行商品の造成としましては、商品の造成に向けた情報収集のための在日外国人モニターツア

一を実施し、外国人の視点での観光資源の掘り起こしを検討しているところです。

情報発信の拡充では、日本語と英語表記の「るるぶ特別編集 まち歩きガイドブック」の作成、ことしで3回目となります台湾プロモーション活動、大手旅行会社サイトへの広告掲載、これは繁体字で行っております、そして台湾の観光雑誌等への掲載、SNSを活用した欧米向け広告、多言語観光ポスターの作成、ユーチューブでの動画発信などを行ってまいりました。

また、インバウンドに対応した観光案内所として、米沢駅内にあります「置賜広域観光案内所ASK」と、ことし4月にオープンしました「道の駅米沢」総合観光案内所は、日本政府観光局から外国人観光案内所カテゴリーⅡとして、そして米沢観光コンベンション協会案内所はカテゴリーⅠの認定を受け、外国人観光客の相談窓口として、本市を安心して観光していただけるようにきめ細やかな対応をしております。

さらに、外国人観光客の多様なニーズに対応するための広域観光対策として、東北観光復興対策交付金を活用し、置賜2市5町や会津若松市及び喜多方市との連携事業に取り組んでおります。

置賜2市5町との連携では、ことし4月オープンの道の駅米沢を核とした地域内観光案内ネットワークの構築を図るため、「置賜観光コンシェルジュ」プロジェクト事業として、置賜観光ポータルサイトの構築、置賜広域観光PR動画、山岳温泉トレイル動画の制作、ウェブ・SNS広告、人材育成のための研修会の実施、国内二次交通の起点となる成田空港―大崎バスターミナル間のシャトルバス車内でのチラシPRなどを行ってまいりました。

また、会津若松市及び喜多方市との連携では、日本語と英語表記の「るるぶ特別編集」の作成、レンタカーを活用した旅行商品の造成とモニターツアーの実施、外国人ユーチューバーの招請と動画を制作してきました。

このほか、東北観光推進機構の「日本の奥の院・東北探訪ルート」の周遊ルートに本市が設定されていることから、海外の旅行会社がツアー造成を行う際などに連携して協力し、実際に本市に訪れていただいた際におもてなし等の対応を行っているところです。

次に、取り組んだ結果の実績ですが、まず、数値としては、本市独自の外国人観光客の入り込み統計がありませんので、県が公表しております外国人旅行者県内受入実績調査結果の置賜地域の数値を申し上げますと、平成27年が5,727人、平成28年が6,582人、昨年平成29年は、速報値となりますが、1万300人と順調に伸びてきている状況にあります。しかしながら、先ほど議員のおっしゃったとおり、県内の他の地域と比較しますと、村山地域が最も多く約61%、置賜地域は一番少なく6%にとどまっている状況です。

この置賜地域への来訪者の1万300人を国別・地域別に見ますと台湾が断然多く、5,389人と半数を占めております。次にアメリカで1,055人、続いて中国、香港、韓国の順となっております。

ASKや米沢観光コンベンション協会案内所での窓口対応でも、アジア圏の方が多い報告を受けております。その中でも台湾の方は、インセンティブツアーや学校間交流などでたくさんおいでいただいております、最近では米沢牛を食べに来られている方が目につくと伺っております。そしてアメリカやアジア圏の方が多い理由として、山形大学工学部や外資系企業などが開催する国際会議や商談会なども大きな要因として挙げられ、ことし8月下旬に開催されました国際会議においても約100名の外国人の方が4日間ほど滞在しておりました。

また、会津若松市・喜多方市と連携して取り組んでいるインバウンド事業で造成した旅行商品を利用し、ヨーロッパからの来訪者もあつたと伺っており、少しずつ効果としてあらわれているものと感じているところでございます。

旅行消費額は、先ほど議員もお述べのとおり本市独自のものは難しいところですが、先ほどのお話のとおり、外国人観光客の1人当たりの旅行支出額は15万3,921円となっておりますので、これは日本人による宿泊を伴う国内旅行1回当たりの消費額4万9,625円の約3倍に上りますので、本市においても一定の効果が上がっているものと見込んでおります。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番(鳥海隆太議員) ありがとうございます。

恐らく同じようなデータを見ていたのかなというように思います。先ほど部長、私も1人当たりの金額を言ったんですが、あれは平均でありまして、中にはデータを見ると明らかにその倍の支出をしているなというような方もいらっしゃるわけですね。

来訪する方の年収はどのくらいかというようなデータもあります。そういうようなものを見ると、もう1,000万以上、2,000万以上というのがある地域に限定されている。この地域というのはあえて言いませんけれども、それはデータを見て分析していただきたいなと。東南アジアの裕福な地域の人たちの支出が非常に多くて、中に二、三泊で100万ぐらい消費していくというような方もいらっしゃるそうです。

先ほどの置賜の実績というようなことで、約1万人というような数字が出ました。私はあえて7,000人と言ったんですが、その差は、宿泊するのかわらないのかというようなことで、恐らく通過者が3,000人ということなんだと思います。それを宿泊者と合わせると1万人というような数字になるというデータ。私はあえて通過者の数字は入れなかったというようなことであります。7,000人というように申し上げさせていただきました。

もろもろ取り組まれたこと、そして実績、はっきりとした実績ではないんですけれども、置賜圏

内の実績の数だったですけれども、私は1カ月に換算した人数も出させていただきました。私は、いろいろ取り組んできた割には、もうちょっと伸びてもいいんじゃないかなというように考えて見させていただいたんですが、本市といたしましてこのインバウンド、今後さらに伸ばすのか、伸ばしていかなくてはいけないと強く思っているのかどうなのかお聞きしたいなというのが1つ。

もう一つ、はっきりとおっしゃらなかったんですが、私はここが一番大切だと思うんです。市民の方にもいろいろな方にもはっきりと申し上げるべきだと思うんです。インバウンドというのは何に効果があるんだというようなこと、インバウンドをやるについての根本的な目標、目的をはっきりと知らしめる必要があるんじゃないかと。それによって特定の仕事をなさっている方だけではなくて、市民全体がそれに向かって歩んでいくんじゃないかと思うんです。その目的とは、地域経済、地域を活性化させるんだと、一つのアイテムなんだというにはっきりと私は言うべきだと思うんですが、あわせていかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 前段でインバウンド事業を伸ばしていくか、その考えについての御質問がございました。

当然、先ほど来、申し上げましているとおり、その効果が地域経済の活性化、地域経済の牽引役にもなるというような思いとあわせて、後段のほうの質問になりますけれども、外国の方のみならず多くの観光客においでいただくことで、地域の方たちが地域に愛着と誇りを持ち郷土愛が醸成されまして、ますます地域力が高まるということで、この事業はとにかく推進していかなければならないというふうに考えております。

後段のほうの質問ですけれども、おっしゃるとおり効果につきましては、一観光事業にかかわらず、もともと観光事業というものは裾野の広い産業でして、本当に地域の活性化のみならずさまざまな

まな効果があるということで、事業者のみならず市全体、市民全体で盛り上げていくべきものだというふうに考えております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） そうだと思います。

今、観光全体の話が出ました。ちょうど観光の入込み数のデータ、これはあるシンクタンクが調査したデータなんですけれども、参考までに申しておきますと、延べ宿泊者数が米沢市32万8,000人だそうです。これ福島市の場合は160万人というようなデータで出ているようです。そこから見ても、まだまだ数字的には国内の移動する方の数値は比率が高いなというように思う次第なんです。私は、やはり地域を発展させるための一つのアイテムだと。これが全てではなくて一つのアイテムだし、やっぱり経済的に大きな効果があるというように考えているわけでありまして、どんどんこれからもこの部分は伸ばしていかなければいけないんじゃないかと思うんです。

例えば先ほど情報発信の部分がありました。ユーチューブだとかSNS、ありました。そういうことをやられているというようにことでありましたが、来訪者、外国人旅行者、こういった方が何を見て来るかと、何を見て地元を観光するかというようなデータがあります。それを見ますと、圧倒的に多いのがやはり個人のブログ、SNS、強いですね。友人・知人のそういったブログ、SNSを見て、圧倒的に行き場所を決めてくるというようにことなんです。それは初めて来訪する方よりも2回目、3回目、リピーターと言われる方々はそういうようにして探して来るのが圧倒的に多いと。回数を重ねることによって何回も行きたくなるというような傾向があるようでありまして、あとは、具体的に申しますとトリップアドバイザーのような中での口コミ、そこに載っている観光場所、これを圧倒的に見て来ているというようにデータであります。そういうことを見ると、本市は「つくったよ」というようなことでは

なくて、もう一步前に行って、そういうところへもアクションを起こすべきじゃないかなと。具体的にどうせよというようなことはあれですけれども、もっと力を、ほかの整備も大切なんですけれどもね、インフラ整備とかも大切なんですけれども、まず来てもらわなくては仕方ないというところがあるんで、そういった整備を私はどんどんイの一番で進めるべきだというように思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議員の質問のとおり、効果的な情報発信手段としましては、やはり個人のブログやSNS等が有効だというふうに捉えております。そういった意味で、本市、そして関係団体と連携してモニターツアーなどを開催して発信していただくようなこれまで取り組みも行っておりまして。その成果も若干ではありますが、できているというふうには伺っておりますけれども、そのみならず、まず現時点では限られたさまざまな財源や組織の中で、焦点をぼかさないためにも、まずは特定の最重点ターゲット等に力を注いでいきたいということで、実際に認知度を上げるには直接キャンペーンで参上して誘致を図ってくる。その際に観光商品を持ってそれを買っていただくといいますか、それに基づいて米沢に来ていただくということもまた大切なことというふうに思っておりますので、そういった取り組みもまたあわせてやっていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） SNSについては、非常に大切なのはそういった部分に出ることだし、なおかつ、ブログだったらページビュー数を上げることだとか、小さいことはいっぱいあると思うんですね。トリップアドバイザーみたいなものだったら評価している点数を上げるように、そうなるにはアクティビティーはどうするんだというような話にもつながってくると私は思うんで

すけれども、さっき部長言いましたキャンペーンですね。そういった活動も非常に重要だと思うんです。ただやみくもに来てくれというのもいいでしょうけれども、やはり来るとこんないいことがあるよと、こんな見たこともないものがあるよと、こっちのプラスだけじゃなくて、あなたたち来ていただける方、誘っていただけるエージェンツ、こういった皆さんにも、こんないいことがあるんだというようなものをぜひアクティビティーを探していただきたい。アクティビティーじゃないかもしれないですけども、そういったものをどんどん発信していくべきだというように思います。

また、何しに日本に来るんだと、目的は何なのかというようなことを見ると、来る地域にもよりますけれども、ある特定の地域はやはり買い物が主体だったりしますね。データを見ながら話しますけれども、やはり日本食を食べること、これが来訪者の方の68.3%だそうです。次に多いのが、今話をしましたけれども、53.4%でショッピング。その次に多いのが、意外なのかな当然なのかなと思うんですけども、自然・景勝地への観光というようなことだそうです。その次が繁華街のまち歩き、そういうようなことだそうです。意外に多いなと思ったのが、日本酒を飲むこと。えっと思うんですけども、日本酒を飲むことだそうです、多いのが。こういうデータがしっかりと出ておりますので、ぜひ活用して、米沢に合ったアクティビティーというのは何かというようなことを…、なかったら開発すればいいと私は思うんです。そうやって私はアクティビティーを今後どう発掘、つくっていくかというようなことも大変重要なことだと思うんですが、そういったアクティビティー。武発参事が後ろにいらっしゃいますけれども、ブランドをつくっていくみたいな話とちょっと似てきますけれども、ぜひここは横断的に協力し合ってそういったものを発掘していただきたいな、つくっていただきたいなというように思

うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 観光素材の磨き上げという御視点での御質問だと思っています。

先ほど申し上げましたとおり、東京や京都のような有名な観光地は別として、旅のロコミサイトやトリップアドバイザーの評価が高いのは、訪れた土地、日本の田舎の何げない日常、その地域の暮らしに触れたときということを伺っております。

本市には幸い、日本の田舎のどこにでもある伝統的な古民家、農村風景、里山など、地域で守り続けた何げない日常がまだ残っております。田んぼのあぜ道やカエルの鳴き声、農家の方との立ち話など、景色のよさとともに「人々が温かかった」「案内してくれる方がすてきだった」と、そういう高い評価につながるものと思っております。

それらとともに、本市において外国人観光客へ訴求できる観光素材として、米沢牛を代表とします食、そして歴史、温泉、山岳観光の自然、良質で豊かな雪を生かしたスノーリゾートや雪灯籠まつり、サムライ文化をPRできる上杉まつりなどがあります。また、観光素材としては、天元台等のスキー場、雪質なども外国の方から高い評価をいただいております。

このような今ある本市の観光素材を、茶道や着物や生け花、能など、そういった日本文化体験や農村体験を組み合わせることでさらにプラスアルファして発信していくことで、米沢の情報発信につながるのではないかとということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） 確かにそのとおりだと思います。いい部分がたくさん残っていますし、それをどうアピールするかというようなこと。ある一つの部分をどうブラッシュアップしていくかと、どう発信していくかと。一言でわかりやすいようにどう伝えていくんだと。例えば「山の向

このもう一つの日本」ってすごくわくわくしますよね。ライシャワーさんじゃないですけども。そんなふうなことをぜひつくって、もしあれだったら応募して、そういったことをPRしてみてはいかがでしょうかというように思うんですね。

もう一つは、最近酒田にもよく入ってきます。新潟にもよく入ってきます。クルーズ船、日本に頻繁に入ってきている。クルーズ船との連携、またクルーズ船に限らなくても大型観光地との連携、こういうところも私は呼び込むためには非常に重要じゃないかなと思うんですね。大型観光地、例えばこの辺だったら那須になるんでしょうかね。人数的に見ると青森になるんでしょうか、宮城になるんでしょうか、それはちょっと分析しないとわからないところなんです、そういったところとうまく連携をして、うまくパッケージにまとめてもらう。また、クルーズ船のお客さんを対象にして、例えば、酒田はちょっと遠いですが、新潟だったら会津を巻き込んで米沢まで来ていただくと、そういったルート開発というのも私は今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 御意見ごもっともだというふうに感じております。

現在、酒田港には外国クルーズ船が寄港しておりますが、日程の関係等で本市まで足を運んでもらう状況にはない状況になっております。ただ、一方で、新潟のほうの外国クルーズ船につきましては、会津・米沢が乗客の周遊ルートとして入っておりますので、おいでいただいたときに、まず米沢のおもてなしを知っていただくことで次の来訪につなげるような努力をしていきたいというふうに考えております。

また、大型観光地ということで、青森や宮城との連携というお話もございましたけれども、確かに米沢に入ってくる外国人の方は、仙台空港から入ってくる部分と、成田等から電車でいらっしゃ

る部分があります。そういった意味で、広域の観光を意識しなければ、外国人観光客の方にとっては県境も何も全然関係ございませんので、そういう意識で取り組まなければならないということで今後研究、検討していかなければならない大きな課題だというふうに考えております。

○島軒純一議長 島海隆太議員。

○13番（島海隆太議員） またお配りした資料6をごらんいただきたいと思うんですけども、これはどうやって山形県に交通手段を使って入ってくるかというような資料であります。

米沢を見ますと、圧倒的に鉄道利用が多いなというような資料。これは国交省の統計データでありますので、皆さん、簡単に見ていただくことはできるかと思うんですが、このような統計データがございます。こうやって見ると、うまく鉄道と組み合わせたパッケージというのも考えるべきかなと。また、もしかすると仙台空港から何らかの手段で引っ張ってくると、バスで引っ張ってくるというようなこともあるのかなというようにも思うわけであります。ぜひそういった企画も提案できるようなことがあればいいなというように思います。

先ほどのクルーズ船の話も、新潟、会津、米沢ときたらもう酒と肉しかございませんので、ぜひここを強くアピールしていただければまた何かいいものができるんじゃないかなと勝手に考えているんですが、ぜひそういった開発のほうもお願いしたいというように思います。

最後になんですが、これは市長にも聞くべきか部長に聞くべきかはちょっと判断しかねますけれども、目標を私は立てるべきだと思います。先ほど1カ月で589名というような宿泊数を申し上げました。私はこの辺を基準にすべきじゃないかなというように思います。どうでしょうか、部長。私はしっかりと目標を明示すべきだというように思うんですが、今後設定するつもりは、どうでしょうかね。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 数字的な目標としましては、まちづくり総合計画におきまして平成32年の前期目標値としまして、置賜地域での外国人観光客受け入れ数を1万3,000人と設定しておりますので、まずはこれを早く達成したいというふうに考えているところでございます。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） 確かに数字はあるんですけども、米沢独自で、ある程度の係数を掛ければ数字が出ますよね。集計すれば数字が出ますよね。実は私、出しているんですよ、勝手に。勝手に分析して勝手に出しているんです。私、勝手に出せるんですが、多分市の優秀な皆さんであればすぐに出てくるんじゃないかと私は思うわけでありまして。しっかりと設定して、やはり数字は市民みんなで共有してそれに向かっていく、そういうことは私は必要だと思うんです。ぜひ市独自の数字を設定して、市民みんなで希望を持てるように取り組んだほうが私はいいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 やはり仕事に取り組む上で目標は必要かと思っております。そういった意味で、わかりやすい目標を設定することで市民の皆様にも協力いただきやすいということであれば、何らかの目標を設定すべきかなというふうに思いますので、内部で検討させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） 置賜地域で何人とかそういう逃げ場を、こんなことを言っちゃ申しわけないですね、逃げ場をつくるようなことでなくて、もっと明確にやっていただきたいというふうに御要望申し上げて質問を終了したいと思えます。

○島軒純一議長 以上で13番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、障がい者雇用について外1点、18番小久保広信議員。

〔18番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○18番（小久保広信議員） 9月定例会一般質問も3番目、午後一番というところで、非常に睡魔に襲われやすい時間帯ではございますが、皆様の邪魔をしないように静かにしていこうかなとも思うんですが、当局の皆さんの答弁いかんでは、ちょっとかつとくるかもしれないということも申し添えながら話を進めていきたいというふうに思います。

まず、大項目の1番目、障がい者の雇用についてお伺いいたします。

国や地方自治体、企業には、障害者雇用促進法で従業員の一定割合、法定雇用率以上の障がい者を雇用する義務があります。

国のガイドラインでは、算入できる対象を身体障害者手帳や知的障がい者の療育手帳の交付を受けている人などと定めています。身体障がい者は手帳がなくても認められる例外がありますが、都道府県知事の指定医か産業医の診断書などが必要です。

しかし、中央省庁、山形県や山形市において、こうした証明書類を確認せずに障がい者に算入していました。今問題になっている水増し問題です。

市民の皆さんから、米沢市は大丈夫なのか、きちんとしているのか、そういった声が寄せられています。本市の法定雇用率は守られているのかお

伺いをいたします。あわせて、水増しなどはないのか伺いをいたします。

次に、本市の障がい者雇用の形態はどのようなになっているのでしょうか。長期にわたって法定雇用率を守れる、そういった状態になっているのでしょうか、伺いをいたします。

障がい者の雇用のあり方として、正規職員で採用する取り組みが行われているのでしょうか。採用試験はどうなっているのでしょうか。

障がい者を雇用するための試験を行っている自治体があります。この試験では、身体障がい者の方に限定をせず、視覚や聴覚、そういった障がいを持つ方も受験できるようにしています。

本市としても、職種によっては障がいを持つ方でも正職員として仕事ができると思います。当局は、障がい者採用試験の実施についてどのように考えているのか伺いをいたします。

以前、民生常任委員会で視察してきました宇部市では、早くから障がい者雇用に取り組んでおり、正規の市職員が19名採用されています。さらに、就労ワークステーションが設置されています。事業の目的は、障がい者の就労を支援するため、障がい者を積極的に雇用し、働く意欲のある障がい者の自立を促進するとともに、あわせて庁内業務の効率化を図ることを目的としています。

行政が知的障がい者や精神障がい者を雇用することで、どこの企業でも雇用できるという環境をつくり出していました。業務内容は、市役所内の各課から依頼を受けた定型的な業務を集約し、事務処理を行っています。また、市役所本庁内の各部署や出先職場にもワークステーション職員を派遣し、他部署での事務処理も行っています。平成28年度は43の部署から依頼された業務を処理しています。具体的には、データ入力、封入作業、書類仕分け、並べかえ、パンフレット・封筒等修正、印刷・製本、郵便物開封、会場設営などを行っています。

障がい者にとっても各施設で面接の練習をした

り実技の練習を行うなど、障がい者にとってもよい刺激となっています。

指導員は2名ですが、直接に仕事にタッチすることは忙しいとき以外はほとんどなく、メンバーが直接職員とやりとりをしていました。

ジョブコーチの研修を受けた指導員はステーションにいますが、障害福祉課の仕事を行っています。指導員が同じ場所にいることで安心感や信頼関係をつくり、不安解消になっているとのことでした。いないと実際、多動があったりしているという状況にありました。

障がい者の特性を理解し、その人に合った業務を行ってもらうことで、障がい者も行政もいい面があらわれていました。

このような就労ワークステーションを本市も開設してはいかがでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、第2次米沢市障がい者計画に、第1次障がい者計画の実施状況と課題があります。その基本目標5「就労を通じた社会参加の推進」で、実施状況は、「①障がいのある人の雇用促進のため、本市職員において障がいのある人の法定雇用率を達成するほか、就労機会を確保し、障がいのある人の就労促進を図るため、市内の障がい者就労支援施設に市役所の一部を就労訓練場所として提供しました」とし、課題を、「障がいの特性にあった就労を考える必要がある」としています。

第2次計画の基本目標と施策では、基本目標5「教育と就労の推進」の施策（3）就労の促進に「①公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び障がい者就労施設等と連携を図り、障がいのある人の雇用促進を図ります。

②障がい者就労施設等の施設外就労訓練の場として市庁舎の一部を提供し、障がいのある人の技能向上を支援します。

③「米沢市障がい者就労施設からの物品調達方針」に基づき、当該施設等で授産された製品の購入及び役務の提供を推進するとともに、市ホーム

ページ等で市民に対して提供物品、役務等の情報を発信することで、販売を促進し、就労訓練の充実及び工賃の向上を図ります。

④市の雇用において、障がい者の法定雇用率の達成と、障がいのある人の就労に配慮した業務の検討等を行います」としています。

この計画がどれほど障がい者の雇用に結びついているのでしょうか。この点について伺います。

さらに、宇部市では、障害者就労支援ネットワーク会議がつくられており、そこの企業部会が、宇部興産の特別子会社の有限会社リベルタス興産が中心となって組織されており、山口大学医学部の協力もあり、まさに産官学が協働して障がい者雇用に取り組んでいます。

この就労支援ネットワーク会議は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立と社会参加を図るため、関係機関の連携により連絡調整や情報交換を行い、障がい者雇用への理解と啓発を増進し、障がい者の就労を支援することを目的としています。

平成30年4月1日現在の委員構成は、企業、就労系障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、行政で、委員総数27名です。

宇部市障害者就労支援ネットワーク会議は、障がい者の方々を多数雇用している事業所を訪ねて、企業や企業で働く障がい者の皆さんの状況を紹介することにより、宇部市内を初め各企業の障がい者雇用に対する理解を広めています。

このような障がい者雇用支援の組織が本市においても必要なのではないのでしょうか。障がい者就労支援のネットワークと行政みずからが障がい者雇用に積極的になることが重要です。このことを実現することによって、障がい者が年金と就労収入で暮らしていける社会づくりの第一歩になるのではないのでしょうか。障がい者就労支援ネットワークを構築していくべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大きな2番目の質問に移ります。

我妻榮記念館の活用について伺います。

中央三丁目4-38にあります我妻榮記念館は、本市出身の民法学者で、本市の名誉市民であり文化勲章・勲一等旭日大綬章を受章された我妻榮先生を記念して開設されたものです。

我妻榮記念館のホームページによれば、「米沢有為会で購入・平成4年オープン」とあり、本文で、

我妻榮記念館は、我妻先生の生家で、築年は定かでないが明治中ごろと思われる。

米沢におけるごく標準的な二階建てで、床面積25.5坪、急な階段を登った二階の六畳間が先生の勉強部屋であった。母屋の南東部に接続して二階仕切りの12坪の土蔵があり、資料室としている。

大正6年の大火の時に、父我妻又次郎先生が奉職する米沢中学校の生徒達が駆けつけ懸命な防火活動によって運よく類焼を免れたことはエピソードとして語り継がれている。

この建物は、大正7年、我妻家から大友家が買い受け、昭和の末期までの70年間を経た時点で、市内の建設会社の手に移り、老朽建造物でもあったことから解体の命運にあった。

そうした情報が洩れ伝わると、市内の一部有志の間に、我妻先生の偉業顕彰の意味からも、その生家を保存継承したいという強い願いが湧きあがった。

平成元年、米沢市制施行と社団法人米沢有為会創立が共に百年という節目に当たり、米沢有為会の東京本部では、1千万円を募金して奨学基金の充実と東京興譲館の営修繕を主とした記念事業を計画していた。その期に、有為会米沢支部から我妻先生の生家を取得保存する事業も、本部計画の事業に組み入れてほしいという要望が提案された。

これを受けて本部では、取得にかかわる募金活動一切を米沢支部中心に進めることを条件

に、この提案を承認した。

高橋幸翁米沢支部長（市長）はじめ支部役員は、これを了とし、各方面の代表者を召集、協議を重ね、川野希氏（米沢副支部長）を実行委員長として事業は展開された。

この事業の募金目標額は4千万円で、内訳は土地160坪並びに建物の取得費3千万円、建物の修繕費等1千万円である。

この頃、世の景気も冷え込み期に入っていて難儀なことではあったが、文化勲章に輝き、名誉市民でもあられる我妻先生へ寄せる各方面からの思いは厚く、平成3年の前半までの約2年間で、目標額達成の見通しがついた。結果的には法人69件で2千万円、個人286件で約6百万円の募金があり、残り1千2百万円は米沢市からの補助金である。

このような経過を経て取得に漕ぎ着けることができたのである。その後一応の補修も完了して、平成4年6月19日の日曜日、雨降るなか米沢有為会定例総会の佳日に「我妻榮記念館」としてオープンしたのである。

（「我妻榮記念館だより」創刊号より）  
と記載されています。

本市はこの我妻榮記念館の位置づけをどのように考えているのかお伺いいたします。

記念館の現状は、開館日が月、木、金、日曜の午後1時から午後4時となっており、開館日数が少ないことが挙げられています。また、米沢市民の理解が低い、記念館のあり方、存在意義が曖昧になっていること。当然に古い建物であるので、維持修繕費が年々かさねてくること。具体的な将来構想がないこと。市からの運営費が当初より20%カットされたままになっている。資料の劣化、職員体制の問題などが出されています。

このような記念館の現状を米沢市はどう捉え、考えているのかお伺いいたします。

名誉市民の我妻榮先生の生家である記念館を本市はどのようにしていくと考えているのか。設立

経緯を見れば、運営は今までどおり有為会が行い、市が建物の維持管理を行うべきではないかと考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

偉人や賢人の方の業績やその生き方を後世の人たちに伝え続けるのは難しいことです。時代が経過すればするほど知っている人が少なくなり、米沢市民でも我妻榮先生を知っている人は何人いるでしょうか。名前を知っていても、功績、業績を知っている人は、記念館の存在を知っている人は、どれほどいるのでしょうか。余りいないのが現状ではないでしょうか。

我妻榮先生の業績を後世にしっかりと伝えていくためにも、小中学生の教育素材として生かしていく必要があるのではないのでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

最後に、我妻榮記念館を猪苗代町にある野口英世記念館とまではいかないまでも、相応の整備を行うことで将来にわたって我妻榮先生の偉業を後世に伝えていくことができるのではないのでしょうか。また、観光施設の一つとして活用できるのではないのでしょうか。

市として我妻榮先生の生家であるこの記念館をどう活用していくのか、将来像を本市はどう考えているのでしょうか。将来の構想についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、本市において法定雇用率は守られているのかについてお答えいたします。

本市の企業会計部門及び教育委員会部門を除きました市役所等におけます平成30年6月1日現在の障がい者の雇用人数は12名でありまして、法定雇用率2.5%となる人数が12名であることから、法定雇用率を満たしているところでございます。

また、教育委員会事務局におけます平成30年6月1日現在の障がい者の雇用率は1.56%であり、

法定雇用率2.4%を下回っておりますが、平成30年9月1日から新たに1名の嘱託職員を任用したため、雇用率は3.1%となりました。

さらに、市立病院事務局におけます平成30年6月1日現在の障がい者の雇用率につきましては、5月に1名が退職したことから2.09%となりまして、法定雇用率2.5%を現在下回っておりますので、法定雇用率を達成すべく採用に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

なお、障がい者の雇用の際には、本市では障害者手帳を所持していることや、等級等の内容を確認し、適正に対応しておりますので、水増しは行っていないところでございます。

次に、本市の法定雇用は長期にわたって守られるのかについてお答えいたします。

障がい者を正規職員として採用することにつきましては、能力と適性に応じた職場環境や業務内容等についての整理が必要と考えられることから、障がい者を対象とした採用試験については、実施している他自治体の状況等を調査し、今後の参考としたいと考えております。

次に、庁内に就労ワークステーションを開設すべきでないかについてお答えいたします。

障がい者の雇用といたしましては、例年、ハローワークで実施しております障害者職業訓練受講生対象管理選考会に参加いたしまして、参加者から就労意向の聞き取りを行った上で、勤務が可能であれば嘱託職員として任用しております。

また、養護学校の生徒の希望によりまして、インターンシップとして市役所の事務補助等の作業を行っていただき、就労体験を実施している経緯もございます。

障がい者の雇用につきましては、これまでの嘱託職員としての任用及びインターンシップでの職場体験等により、今後も雇用支援を行ってまいりたいと考えております。その上で、第2次米沢市障がい者計画に定める福祉施設利用から一般就労への移行における対応を考慮しつつ、法定雇

用率を上回るよう、市役所の業務や人員配置等を鑑みながら適切に対応してまいりたいと考えております。

今後、特に知的障がい者や精神障がい者の雇用が強く求められることが想定されますので、ただいま議員から紹介がありました就労ワークステーションを実施している自治体の事例等については、これらの取り組みの内容を研究していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、4番、障がい者計画の施策により、どれだけの障がい者が雇用に結びついたかについてお答えいたします。

本市の障がい者計画における施策に係る事業の実施結果につきましては、まず、「公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び障がい者就労施設との連携を図り、障がいのある人の雇用促進を図る」、そういった事業については、雇用安定対策事業がございしますが、その平成29年度の実績といたしましては、就労継続支援B型事業所からの相談が10件、紹介による採用が7件となっております。

また、障がい者就労施設等の施設外就労訓練の場といたしましては、市役所の市民ホールや正面玄関等の場所を提供しながら障がいのある人の技能向上を支援しており、平成29年度の実績として、障がい者支援施設で育てられた花苗や、就労継続支援B型事業所で加工された食品など、5施設で計127日、販売等を行ったところです。

このほか、障がい者就労施設からの公契約での物品等の調達及び役務の平成29年度実績といたしましては、242万2,631円でございます。

障がい者の雇用が、障がい者計画の施策の結果としてのものなのかについては不明ですが、ハローワーク米沢管内における従業員数50人以上の事業所において雇用されている障がい者数は、平

成28年6月1日現在309人であったものが、平成29年6月1日現在では320.5人と増加してございます。

また、雇用契約を結んで利用する就労継続支援A型の利用者数につきましても、平成27年度41人、平成28年度46人、平成29年度51人と年々増加している状況でございます。

続きまして、企業訪問等も実施できる障がい者就労支援ネットワークを構築していくべきではないかについてお答えいたします。

障がい者の就労支援に関するネットワークの場といたしまして、本市では米沢市地域自立支援協議会の就労支援部会を開催しております。構成メンバーは、就労系サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、行政となっております。

内容といたしましては、企業訪問等は実施していない状況にありますが、就労系サービス事業所の紹介パンフレット作成に向けた協議や情報の共有、課題の検討等を行っております。

企業とのやりとりにつきましては、ハローワークや障害者就業・生活支援センターが従来からその役目を担っておりますので、今後とも両機関との連携を密にしていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、2の我妻栄記念館の活用についてのうち、（4）以外の御質問にお答えします。

御質問の中にもありましたが、我妻栄記念館は、我が国を代表する偉大なる民法学者にして本市の名誉市民、文化勲章受章者である我妻栄先生の生家であり、その建物はもちろん、内部に収蔵されている先生の蔵書や遺品などを広く一般に公開し、先生の業績を顕彰するため、平成4年6月に開館した施設であります。

施設の管理運営は、オープン当初から所有者である公益社団法人米沢有為会が担っており、週4日午後のみ開館日でありながら、法曹界や法律を学ぶ学生などを中心に、年間400人を超える来館者があります。

建物そのものは明治後期に築造された古民家であり、近隣市町にある郷土の先人の名を冠した記念館とは比較できませんが、来年、市制施行130周年を迎える本市の長い歴史の中で、わずか4人しかいない名誉市民の一人である先生の生家が現存していることは、本市が他に誇れるものであり、我妻栄記念館はそこに収蔵されている遺品などを含め、後世に伝えていくべき貴重な財産であると認識しております。

次に、現状についてであります。我妻栄記念館の建物やその管理運営に関しまして、御質問にありましたとおり、さまざまな問題が生じていることは承知しており、本市ではその中でも貴重な財産の損失につながりかねない建物の老朽化と収蔵資料の劣化が喫緊の課題であると考えております。

建物の老朽化については、東日本大震災発生の翌年に実施した簡易耐震診断の結果、耐震強度の低さが改めて浮き彫りとなったことから、平成26年度から27年度までの2カ年において、古民家としての雰囲気や損なうことのないように配慮しながら、本市の補助事業として劣化改修工事を行い、耐力壁の新設や基礎の補強などを施すことで建屋の延命化を図るとともに、来館者や利用者の安全を確保したところであります。

また、記念館の土蔵に収蔵されている遺品や資料については、その保存環境に課題があることから一部に劣化が見られるなど、これからも長く先生の偉業を伝えていくためには、展示、保存の環境改善に早期に取り組む必要があると考えております。

記念館の管理運営や維持管理については、先ほど答弁させていただいたとおり、「社会有用の

為な人材の育成」を目的とする公益社団法人米沢有為会が行っておりますが、この有為会からは、建物及び収蔵品の管理に関して「貴重な財産を保存、管理することに不安を感じている」などの声も聞かれ、今後、有為会とともに検討を要する重要な課題であると考えております。

最後に、記念館の活用と将来構想についての御質問であります。我妻榮記念館には、先生が残した貴重な書物や手紙、判例カードなどの資料や先生が使用した日用品や家具などが収蔵、展示されており、それらの見学を目的に多くの来館者がおいでになりますが、その認知度は、市外はもとより市内においてもまだまだ低いと感じております。

法学、特に民法という専門性の高い分野ではありますが、先生の偉業は後世に伝えるべき傑出したものであり、記念館はその顕彰、伝承を目的に開館した施設でありますので、より多くの方々に御来館いただき、先生の偉業を伝え、学べる施設として、引き続き有為会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、記念館の管理、営繕や収蔵されている遺品等の保存など、喫緊の課題解決も含め、施設の整備や管理運営に関する将来的な方針については、本市のみではなく、施設の所有及び管理者である米沢有為会とともに検討していくものであると考えております。

このような考えのもと、ことし6月、有為会から「記念館の将来について、有為会と米沢市とで検討する場を設けたい」との呼びかけがあり、本市がそれに応じる形で、先日、我妻榮記念館将来計画検討会の第1回会議が開催されました。

会議では、記念館の現状を整理するとともに、記念館を地域振興に資する文化活動の拠点とするという共通認識を基礎として、建物や収蔵品の維持や整備計画、また、その財源などについて、長期的な視野に立って継続的に方向性を検討していくことで合意形成がなされたところです。

このように、記念館に関する両者による検討は始まったばかりですので、今後は、さきに質問のありました有為会と本市の記念館管理に関する役割分担を含め、有為会との協議を重ねながら、施設の管理運営に関し、これまでどおり一定程度の財政支援や業務協力を継続して行い、教育・文化活動の拠点として、施設の維持修繕や認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、我妻榮先生の業績をどう後世に伝えていくかについてお答えいたします。

小中学校では、主に社会科や道徳の時間に副読本を用いて我妻榮先生の功績を学んでいます。小学校3・4年生の社会科では「郷土を開く」という単元の中で、米沢の発展に尽くした人として子供たちに紹介しています。中学校では、道徳副読本「ふるさと米沢の心」に我妻榮先生を題材にした読み物が掲載されており、道徳の時間に活用しております。先生の生き方や考え方、功績について物語形式で紹介されており、生徒たちが先人の偉業を知り、誇りに思い、みずからの生き方について考えることができるような道徳の授業を展開しています。

また、母校である興譲小学校では、先生の多くの私財が寄附された自願奨学財団から毎年児童向けの図書が寄贈されており、「まがき文庫」として子供たちに親しまれています。折に触れ、先生の功績について伝えるとともに、毎年6年生が我妻榮記念館の見学も行っています。

今後も、社会の発展に尽くした米沢の偉人である我妻榮先生の生き方や功績をさまざまな形で子供たちに伝えていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 答弁ありがとうございます。

いました。

まず、障がい者雇用ですが、とりあえず法定雇用率は守られているというか、ほかのところのような問題はないんだというお話だったと思いますが、ただ採用自体が嘱託職員ということで、本当にそれでいいのかというふうに思います。障がいを持つ方が正規職員になれないという理由が何かあるのかなというふうにも思うんですけれども、これは障がい者をきちんと正職員で雇用するんだという、そういった意思はおありにならないということではないのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現在の採用試験におきましても、障がい者の方も受験をなされている場面もございますので、障がい者だからといって採用しないわけではございません。実際に採用試験を受けて合格された職員も当然おられます。

県内におきましても障がい者の採用試験を実施している自治体もございますので、まずはそういったところを今後参考としながら検討していくという段階でございますので、決してそういう姿勢ではございませんので、その点は御了解をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 実はこの質問、何年か前にもさせていただいて、同じような答弁を時の須佐総務部長からいただいております、知的障がい者の雇用についても検討していくんだと、採用に向けて検討していくんだという答弁をいただいていた記憶があるんですが、今回もまた検討するというお話しかいただけないですね。やる気があるのかなという、障がい者雇用をきちんとしていくんだという気があるのかなという、その点はいかがなんでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 知的障がい者の雇用につきましては、6月議会におきましても相田光照議員から御意見、御質問いただきました。

確かにこれまで本市では任用の経験が実際にございませんが、全国的には任用している自治体もふえているというふうに認識をしております。6月議会でもお答えしたわけですが、やはりまずはこういった仕事をしていただくか、さらにはサポート体制をどうするかというのが大きな課題と考えておりますので、それらを検討、整備するために、まずは他自治体の例を参考に検討し、できれば、知的障がい者につきましては嘱託職員になりますけれども、前向きに検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 私が紹介しましたワークステーション、こういったものをきちっとくっていくことでそういった問題もクリアできるというふうに思うんですけれども、それも検討するというので、どこから取っかかりにしていっていいかわからないんですけれども、採用している自治体というか、採用試験を行っている自治体はあるわけですから、なぜ米沢市ができないのかというところが私にはわからない。障がい者雇用のための採用試験を行って、視覚障がいの方であったり聴覚障がいの方であっても試験を受けられる。今の試験制度自体、そういった方を排除しているというか、そんな形になっているというふうに思うんですけれども、その点、考えていく余地はございますか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 確かに障がい者に限定した採用試験は行っておりませんが、先ほど申し上げましたが、現在でも障がい者の試験については当然ながら応募を受け付けているところでございまして、そういった方が受験する際には、座席の配置ですとか、あるいは点字試験等の対応も考えておりますので、そういった点については配慮しているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 配慮しているからい

いんだということなんでしょうけれども、やはりきちっとした正規職員として採用していく、そのことで長期的にわたって法定雇用率が守られる、そういった状況をつくってほしいというふうに思いますし、そうでないと、障がい者の方は、仕事をしながら、そして自立した生活というものがなかなかできない環境にありますので、そのことを米沢市行政としてしっかりと雇用していくんだということを示すことで、他の企業なんにも波及が生まれるというふうに思います。

障がい者計画で、ふえていますよというようなお話もあったわけですが、ぜひそこら辺、場所を提供する、そんなことではなくて、きちっと米沢市自体が障がい者雇用をしていく、そのことが大事だというふうに思います。

ネットワークの関係をお伺いしますけれども、自立支援協議会の中に就労支援部会があってやっているというお話だったわけですが、実際問題としてきちっと企業訪問なんかもしていかないと、理解をしていただいて雇用がふえていくというふうになかなかならないと思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど申し上げました役目上、中心となるべきというふうな、なる役目を負っておられるのが障害者就業・生活支援センターなわけですが、そちらのほうにおきましては、求人情報は生の情報ですので、そのマッチングをもちろん図った上でハローワークのほうに相談して、そういった情報をマッチングしているというふうな状況でございます。そちらのほうでは実際に、直接企業のほうに出向いて相談を受けたりしたりというふうなことをしているとあった内容でありました。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 今回紹介したネットワーク、企業も入っておられるんですね。大学なんかも入っていて、米沢市としては企業と大学、

そういった部分が抜けて、ない組織になっているのではないかなというふうに思うんですが、そういった部分を入れて就労を促進する組織をつくるというお考えはございませんか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど申し上げました自立支援協議会の就労支援部会のほうにつきましては、その時々状況に応じてメンバーの選定について柔軟に対応するというふうなことも考えてございますので、必要に応じてはそういった方々からのお話もお伺いできるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 「お話を伺い」というよりも、実際問題として、そういった組織が企業に赴いて企業の状況を聞いたり、働いている障がい者の方の話を聞いたり、そういったこともやっているわけで、そういったことで障がい者雇用をふやしている組織なわけで、実際問題として実動部隊といえますか、そういった組織にしていきたいと思いますか、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 実動部隊といったことでございますが、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、障がい者の方々の現状、仕事に対する状況でございますが、そういったものはやはり個々に違いがあるというふうに考えております。それぞれやはり状況を相談した上で、それにマッチした求職のというか、企業のそういった情報を合わせていくといったことが大事かと思えます。自立支援協議会のほうでは、そのとき、そのときの生の情報を全て掌握しているといった状況にはございませんで、やはり専門の役目としているセンターのほうにそういったのを実動部隊としてお願いしているのがよろしいのではないかなというふうに考えてございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） この話をしていくと

なかなか平行線なんでしょうけれども、ぜひいろいろな方が連携をして、そして障がい者雇用を図っていくんだと、そういうことが一番大事だというふうに思いますし、その中で一番中核となるのは行政だというふうに思います。

ずっと「検討」の言葉が続いているわけですが、そこは「検討」からもう一步も二歩も踏み出していただいて、ぜひ雇用をふやしていただきたいというふうに思います。そうしないと本当に、今、親がいるから暮らしていけるという障がい者の方が、親はいなくて自分たちの収入だけで暮らしていけるかという、そうそういかない。障害年金もそんなにいっぱい出ているわけではありませんし、そうすると生活保護との併用で生きていくしかない。しかしながら、働く能力はあるんだと、そういったことであるならば、きちんと雇用していくことで生活保護というのも減るというふうに思いますし、そういった点も含めて再度、総務部長からでも市長からでもいいんですが、障がい者雇用、米沢市の本気度をぜひお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まだ検討の域を出ていないというような御指摘でございますが、やはり実施するにはさまざま課題がございますので、先ほど申し上げましたけれども、他自治体の状況などを鑑みながら、今後さらに検討を深めていきたいと考えております。

今後さらにノーマライゼーションが進みまして、障がい者雇用の促進、あるいは職業の安定を図ることが求められることが考えられておりますので、それについては本市としても重要性は認識しておりますので、まずはそのような検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 本市は今年度、障がい者差別解消条例をつくろうというふうにしていて聞いています。そういった意味でも、ぜひ

きちんとした取り組みをお願いしたいと思います。

時間もあれなので、次の我妻榮記念館のほうに移りますが、結論から言うと、この建物をどうしていくんだと。せっかくある建物なのに、米沢市は生かし切れていないんじゃないか。あるけれども、先ほど年間400人を超える方がいらしているというお話、私も知っているんですが、その400人が多いというふうに思われますか。こういった施設であれば、もっと多くの方に来ていただきたいというふうに思うんですが、その点の認識はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 400人が多い、少ないというのはなかなか難しいところではありますが、一つはやはり最初の答弁でも申し上げましたが、相当専門性のある方でいらっしゃる、すばらしい、民法・法学の中では神樣的な存在であります、そのようなところはあるだろうと思っております。しかし市民の方々のまだまだ認知度が本当に低いと、記念館を知っていられる方がまだまだ少ないのではないかとこのところはもっともPRさせていただきながら、ぜひ先生の生まれた家、そして遺品などもごらんいただきたいという思いは強く持っているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 部長からもありましたけれども、なかなか米沢市民自体もよく知っていないということで、先ほども小中学校のところで道徳の副読本として取り上げているよという話があったわけですが、我妻榮先生を知っているとしても、この記念館を知っているかというまた違う問題で、記念館を小学生の社会科見学などのコースなどに組み入れることはできないのでしょうか。その点をお伺いします。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 例年、小学校の3・4年生が社会科見学を行っております。限られた日程の中でさまざまな施設を回り、体験的な活動を行

っております。例えば市役所や消防署、笹野浄水場や綱木川ダム、そして千代田クリーンセンターなどが主な見学先になります。

この行程の中で、我妻榮記念館を組み込むことはなかなか難しい状況であるというふうに思います。しかしながら例えば、館内の見学とまではいかないとしても、社会科の副読本に載っている方でもありますので、近くを通りかかった際に、ここにあるのが我妻榮先生が生まれた記念館だよというようなことを子供たちに紹介することは可能かと、そんなふうに考えております。

また、社会科見学だけでなく、総合的な学習時間でもありますとか、中学生が取り組んでいます米沢学など、さまざま子供たちがさらに活用できるように工夫してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 人物を知るだけでなく、その記念館もあるということをぜひ知っていただける、そういった機会を設けていただきたいというふうに思います。

ちょっと違う話になりますが、有為会が取得することになった理由というのも当時の市職員○Bの方からも聞いておりますが、結局、米沢市では購入して維持管理、運営ができないから、有為会、お願いしますよと、そういった話があったというふうに聞いています。時の高橋幸翁市長が懇願をしてそういった経過になったんだということも聞いています。

今、きちっと運営費についても、そのときに市が負担をしますという約束があったというふうにも聞いているんですが、この間、2割カットされています。運営的にも大変だという話も聞かえていますが、その点、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 御質問にあったとおり、運営費のほうの補助金についてはこれまで二度ほど削減をさせていただいているというところ

で、このたび検討会の中でも、有為会のほうの負担が生じているというところで数字をいただきながら御説明をいただいたところでございます。削減するときにはまず御説明はさせていただいたところでありますが、このような状況でありますので、先ほど申し上げました検討会の中で、こちらのほうは喫緊の、本当に今取り組まなければならない課題だと思いますので、長期的な問題とは別にその検討会の中で話し合いをさせていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 検討会がことしから始まったということで、そこは評価すべきところだなというふうに思いますし、短期的な部分、資料であるとか、そこはきちっと早目早目にしていけないと、貴重な資料等々が失われてしまったのではだめだというふうに思いますし、建物なんかは答弁でもありましたように大規模修繕されていますから、それなりに、ちょっとはもつんだらうというふうに思いますし、将来像をきちっと米沢市としても持っていただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 ちょうど30年前になりますか、そのときに、詳細まではわかりませんが、当時の市長と有為会のほうでさまざま御相談をさせていただいて、現状のようなことになったというふうには聞いております。

米沢市としても、名誉市民の生家でありますし、かわりが当然持てるというところで認識をしておりますので、それは市としての責任も果たしながら、有為会とともに今後の管理運営についてはきちんと道筋を立てていきたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 最後にしますけれども、きちんと検討していただいて、米沢市がきちっとかわっていただく、そのことはきちんとや

っていただきたいと思います。

この記念館自体、いま一つPRが下手だなというふうにも思っています。ポスターを見たことがありますよね。何かいま一つ、もうちょっとよくできるんじゃないかなという我妻榮先生の写真があるんですけども。やはりそういったPRのやり方でもっともっと人が来ていただけるものになるのではないかなというふうにも思いますし、そのことで維持管理費が割と、そういう収入があることで経費的に米沢市としての負担も少なくなるのかなというふうにも思います。そういった面も含めて、ぜひ米沢市として知恵を出していただきたいというふうに思いますが、その点いかがですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 おっしゃるとおり、市としてかわりを持つというところについてはやはり多くの方にごらんいただく、特に市民の方にきちんと米沢市の先人のさまざまな面を見ていただく、感じていただくというところが市としても一番の目的であると思います。そのようなところで、PRも含めてこれから考えていきたいと思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 最後にしますと言いながらまた手を挙げましたが、ぜひ、この記念館、本当に貴重な文化施設といえますか、文化活動の拠点になる施設だというふうに思います。この検討がきちんと進んで、この施設がずっと残っていく、そしてこの施設が多くの市民の皆さん、そして観光客が来てくれるような、そんな施設になることを祈念して私の質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で18番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時12分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、立地適正化計画の策定に向けて外2点、22番相田克平議員。

〔22番相田克平議員登壇〕（拍手）

○22番（相田克平議員） 明誠会の相田克平です。

私の一般質問、久しぶりに傍聴者がいるという状況の中でやらせていただきます。

きょう来てくれている女の子2人は、今回私がお預かりしているインターン学生でありまして、昨日行われました「未来国会2018」という、30年後の未来へ向けた政策コンテストの南東北大会ということで、山形県と福島県の出場チームで争ったコンテストで見事優勝することができまして、あさって7日からWEB予選というものに出ます。その中で、動画やブランシットで自分たちが考えた政策を皆さんに見ていただいて、ウェブ投票をしていただくと。上位4チームが全国大会出場ということになるということで、実は山形県から選出されたチーム、このところずっとWEB予選を勝ち上がっていません。やはりどうしても都市規模の大きいところが組織票を持っていますなかなか勝ち上がれないという状況ですので、今回、三浦さんのほうが長井市出身、井澤さんのほうが白鷹町出身ということで、「ながい黒獅子まつり」のことからヒントに、人口減少が進む地方の都市が、その中で住民同士のコミュニティによる自助と共助の力を高めながら、未来、AI社会の中でも生き残っていく力強い地域を築いていくための政策を提案しておりますので、ぜひ議員の皆さん、そして当局の皆さんにもごらんいただきまして、清き一票を彼女らに入れていただきたいなということをお願いしたいと思います。

今回の私の質問は、大きく分けて3つの項目で

ございます。1つは、立地適正化計画に向けた本市の現状と今後について。2つ目は、先ほど午前中、高橋壽議員のほうから、もうほぼ御質問していただいて9割方終わっておりますが、小中学校教室へのエアコンの設置について。そして3つ目は、本市の畜産の今後の取り組みについてを伺っていききたいと思います。順番に伺います。

米沢市においても立地適正化計画策定に向けた動きがようやく始まりました。人口減少が進んでも本市が持続可能なまちであるために、今より利便性が高く、効率的な都市形成を進めていくことが求められています。

現在、本市のまちづくりは、平成26年3月版の都市計画マスタープランに基づいて進められてきておりますが、特に近年は財政上の理由も手伝って、市民が大きな進捗を感じられる状況ではないというふうに感じます。

本来、都市計画というものは、都市の将来あるべき姿を想定し、そのために必要な規制や誘導、整備を行うことで、適正な発展を促すための手段です。良好な居住に適した都市空間を整備するとともに、自治体においては固定資産税の税収を維持、確保する効果が期待されるとともに、特に人口減少が急速に進む近年は公共インフラの維持、更新の効率性の観点からも、市街地のスポンジ化を防ぎ——スポンジ化、わかりますかね。空き地、空き家になると、そこに空間ができてしまうという意味合いでのスポンジ化を防ぎ、エリア内の人口密度の維持、向上を目指して「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりが求められています。その実現のために立地適正化計画制度があり、本市も来年度の計画策定へ向けて、現在取り組みを始めたところです。

そこで質問いたします。

まず、1点目、立地適正化計画では都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定していくことになると思います。本市ではどのように誘導していくのかをお答えください。

そして2点目、立地適正化計画策定においては公共交通ネットワークの構築も課題とされています。本市においてもその必要性が叫ばれながらもなかなか思うように拡充が進まない公共交通を、本計画の中でどのように利便性を高め、再構築していくのかをお答えください。

続いて3点目、本市においても年々空き家問題は深刻さを増しています。近年、特に認知される空き家がふえているという状況にあります。都市機能や居住を誘導する区域が仮に今後設定されていく、その中に空き家がふえていくことは、公共インフラの維持更新コストを増加させることにつながります。わかりやすく言えば、水道施設で考えていただければいいのかな。100メートルの区間、米沢市が水道施設を整備するといったときに、その区間に何軒の家があり何人の受益者がいるのか、それらの人たちが本来、施設の維持更新コストを担っていくというふうに考えればわかりいただけるのかなというふうに思います。つまり町なかの空き家を放置することそのものが既に住民負担を引き上げることに繋がってしまっています。

当然、これは下水道や道路、また除排雪等々の費用に関しても同じ理屈となります。つまり効率的で持続可能な都市の形成を目指すなら、これはどうしても何とか避けていかなければいけないという大きな問題です。

しかし一方で、空き家の所有者側の視点に立てば、建物を取り壊し、更地に戻すことは、解体費用が問題であることだけでなく、税制上の負担を受け入れることにつながります。現在の制度上、土地に対する固定資産税は、住宅用地特例という制度がありますので、小規模住宅用地であれば土地に関する固定資産税は6分の1に減額されているという状況にあります。つまり建物を除却し、更地にすれば、それまでの6倍の税金に上がる、制度上はね。本市の場合は小規模住宅用地に値する面積よりも一般的には広い面積が所有されて

いるということなので、今般の質問に備えていろいろと当局の方に話を伺う限り、平均的に言えば住宅特例は約4分の1の状況であって、それが除却されることにより特例が外れたとしても、ふえるのは4倍程度ではないかということをお伺いしております。建物を除却して更地にするということにより土地に対する固定資産税の負担がふえることが、除却をせずに空き家にしておく理由の一つとなっているという例も多いようです。

国は、このような状況への対策として、空き家対策特別措置法を制定し、空き家の認定を受けた建物に対しては住宅特例を外し、更地と同じ税額にできるという法改正をしましたが、所有者からしてみれば、その法律が適用されたとしても、壊しても壊さなくても特例がなくなるだけ、つまり4倍になる、または6倍になるというところで、少なくとも数百万の除却費用がかかる限り、所有者は除却をちゅうちょせざるを得ないという状況に変わりはありません。

居住を誘導する区域の中は、人口密度の濃いエリアを形成していくことが求められるので、不動産取引を活性化させ代謝を促していくためにも、再利用が難しく不要になった建物は速やかに除却される状況をつくり出すことが大切です。

そのための政策として、例えばということで御提案させていただきたいのが、押雪用地として町内会などと協力することを条件に、除却後も一定期間、住宅特例を継続する特例措置をつくれないうかを今回提案したいと思います。税制の話ですので本市の単独ではなかなか難しいということは踏まえながらも、近年はわがまち特例ということで、災害に対した対応、または必要な子育てや保育などの施設に関する固定資産税の課税標準額の算定を2分の1にするとか3分の1にするとかという特例制度が行われておりますので、今後、雪の多い地域の自治体と一緒に考えて、同じような制度の有意性を検証していくことで何年か後には実施できるのではないかとお願い

を込めて質問させていただきます。

除排雪は、冬期間の本市の住民の暮らしを守るための重要事業として、毎年多額の費用をかけて実施されているわけです。特に排雪にかかるコストは除雪の数倍とも言われており、仮に例えば町なかに押雪をして堆雪、積んでおける場所があちこちにあれば、排雪の費用というものは相当コストを圧縮できる、排雪回数を減らすことができるということになります。大雪の年に本市の除雪費用を大きく引き上げる一因は排雪回数が握っておりますので、そういう年の除雪費の圧縮効果も非常に高いのではないかなというふうに思います。

また、提案内容に近い何らかの制度をつくることで、町なかのあちこちに堆雪用地ができて確保できるわけですが、それはつまり空き家が空き家と認定されずに、人が住んでいるのではないかというふうに思われたまま、現存したまま老朽化、朽ちていくのではなく、不要となった建物が除却されて更地になることで、例えば新たに住宅を建てようと思っている人や、一体開発でマンションを建てようという事業者にとっては候補地として見えるようになります。現在空き家のままですと見えないという状況になっています。この見える化を図ることにより土地取引の活性化につながります。そのこと自体が誘導区域への直接的な誘導へとつながることから、民間活力による立地適正化計画推進の上でも有効な手段と考えられます。いかがでしょうか。本市としての見解をお伺いします。

続いて、2項目めの質問です。小中学校教室へのエアコン設置についてを伺いますが、先ほど、今回のトップバッターで高橋壽議員が同じ質問をされておりますので、改めてお聞きすることになりますが、やはり政府の前向きな発言が話題となっており、本市の状況なども地元紙に取り上げられるなどして、実は保護者の方々からも期待が高まっているというふうに思います。高橋壽議員

の質疑を聞く限り、まだまだ課題は山積みのようなのですが、改めて現状と今後の対応をお知らせください。

続いて3項目めは、本市の畜産振興について伺います。

2015年度のセンサスから、今回、県内35市町村の歳出総額に対する農畜産業費の割合というものを比較してみました。有名な米沢牛ブランドがあります本市は、県内35市町村中、果たして何番目だったのでしょうか。どれぐらいだと思いますか。ベスト10に入っていると思う方はなかなかいないのかなというふうにはと思いますが、結論から申し上げますと、トップは大蔵村、歳出総額の約1割、10%を農畜産振興のための予算として計上しています。続いて鮭川村、遊佐町、大石田町と続き、お隣の川西町が約7.6%ということで5番目でした。このように小さな自治体が上位を占めることは、財政規模、つまり分母の大きさが異なることが要因として大きいのかなとは思いますが、ずっとこの順番を進めていきますと、ようやく県内13市の自治体の中でトップはどこかというふうに思ったら、尾花沢市が13市の中ではトップで、3.1%ということで全体の15番目、15位。続いて南陽市が16位に位置します。以下、鶴岡市が21位です。幾ら何でもそろそろ米沢市という名前を聞きたいんですけども、何と、三浦さんの地元の長井市が25位、続いて村山市、上山市、東根市、寒河江市と続き、米沢市は歳出総額に占める農畜産業費の割合は0.9%で県内最下位でした。県全体の平均は約2.2%、そして山形市でさえ1%を超えています。1%に満たないのは米沢市だけという状況です。

ちょっと時系列的な、一時的なことなのかなと思って、5年さかのぼって2012年のセンサスデータを比較してみました。それでも米沢市は最下位でした。

この結果自体は、本市の産業構造の特性ということも関係しているとは思えます。でも、国内

でも名立たる米沢牛の産地として名をはせている本市としては、余りに残念な力の入れようだというふうに感じました。どんなに農畜産業の振興を声高に叫んだとしても、数字は正直で、本市の農畜産業に対する姿勢というものがこのようにあらわれてしまっています。ここはぜひ来る2020年度のセンサスでは、せめて最下位は脱出していただきたいと期待しているところであります。

本市では、今回のテーマである畜産振興に焦点を当てますと、過去大きな問題となってしまった悪臭問題がありました。議会でも特別委員会を立ち上げて、市とともに事業者と向き合いながら問題解決に取り組み、現在は苦情の発生も極めて限定的な状況が続いています。広範囲に影響があった大きな環境問題としては既に解決したと多くの市民は捉えています。あれから何年たったのでしょうか。

問題解決へ向かう過程の中で、堆肥製造事業所と養豚事業者がそれぞれ市の指導のもと、両者の主体的な取り組みのもとによってさまざまな努力を重ねていただき、解決につながったというふうに認識しておりますが、その取り組みが注目され、近隣自治体からの視察なども多数あったと思います。

しかしながら、減産に応じた養豚事業者は現在も生産規模を回復できない状態が続いたままとなっています。地元住民からも市に対して、問題解決へ減産を決断した養豚事業者が生産規模が回復できる地への移転を支援するよう求める要望書なども出された経緯があります。あれから5年がたちました。

畜産環境問題は畜産振興にとって避けて通れない課題であり、新たな技術や施設を取り入れ対策をとるとともに、周辺住民との良好な関係性の構築に努力を重ねるなど、常に向き合っていかなければならないものだと思います。

さきの事業者が減産のまま立ちどまっていたら、市内で畜産を営む生産者たちは安心して経営

を続けることができるのでしょうか。米沢牛の生産頭数拡大が求められ、経営効率向上のためにも増産に取り組みたい生産者がいる中で、市としてはしっかりと過去の環境問題を乗り越えたと言える結果を示していく必要があると思います。複合的な原因だったとはいえ、過去に大きな問題となった事例を経験した本市としてこの問題にどう対応していくのか、今後本市の畜産振興をどう進めていくのかをお聞きしたいと思います。

壇上からの質問は以上です。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、1の立地適正化計画の策定に向けてのうち、(1)の都市機能や居住誘導をどう図るのかと、(3)のうち空き家対策を税制の観点でお答えさせていただきます。

初めに、(1)の都市機能や居住誘導をどう図るのかであります。立地適正化計画の策定に向けては、ただいまお話があったとおり、コンパクトなまちづくりの推進を目的として、現在、平成32年度をもって計画期間が終了する都市計画マスタープランの、新たなマスタープランの策定に合わせて作業に取りかかっているところでありますが、立地適正化計画につきましても、その計画の中に都市機能誘導区域と居住誘導区域の2つの区域を定めることとされております。

都市機能誘導区域につきましては、医療や福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図るものです。また、居住誘導区域につきましては、一定のエリアで人口密度を維持することによって生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を指すものであります。

一定のエリアの中に都市機能を誘導し、その周辺に居住を誘導していくことによって、居住を含めた都市の活動を緩やかにコントロールし、結果として、都市全体の人口密度と都市機能の維持に

つなげていくというのが立地適正化計画の考え方になります。

本市におきましては、現在、立地適正化計画の策定に取りかかり、分析作業を進めている状況です。御質問の都市機能や居住の誘導に関する方策などにつきましては、まだ明確に考えを示すことができない段階にありますが、大きな方向性といったしましては、都市機能や居住誘導区域の設定に当たっては、まちづくり総合計画やこれまでの都市計画マスタープランを踏まえて、無秩序にまちを拡大させないことを基本方針とした上で、区域の設定等について十分検討していくべきものと考えているところであります。

今後、庁内による策定委員会や市民検討委員会などで、関連する計画や関係施策、各分野における施設の立地の動向などを調査するほか、本市が抱える課題の抽出・分析などを踏まえた上で、都市機能や居住の誘導に関する方策について議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、1の(3)のうち、空き家対策を税制、固定資産税の観点で、状況などをお答えさせていただきます。

本市における空き家の状況につきましては、昨年度に実態調査を行いました。その結果、空き家総数は1,186件、うち管理不全空き家は342件ありました。空き家のうち約3割近くが適正に管理されていないという現状であります。

空き家の実態調査の際に、空き家を所有している方に対してアンケート調査を実施した結果、回答者の約33%が、解体すると住宅用地の特例が適用されなくなり、固定資産税が上がるのではないかと懸念していることが判明しております。

また、空き家対策担当の窓口においても、固定資産税に関する相談をされる方が多くいらっしゃいます。その場合には、解体すると空き家となっている建物の固定資産税がなくなることや、雪おろし等の建物の管理費用や手間がなくなること、周辺への影響や危害を加えるリスクがなくな

ることなどを丁寧に説明するとともに、税務課へ御案内し、もし解体した場合には、实际的にどの程度固定資産税が変わるのかを試算してもらい、それらを勘案の上、空き家の所有者に総合的に判断していただくような対応をとっているところでもあります。

単純に、建物を壊すと税金が上がるという情報が広まっている実態もあるようですが、実際には解体を行ったほうが、管理まで考えるとトータルとして安価になる場合もあります。このようなことを、窓口対応によるきめ細かな対応と積極的な情報発信による啓発を通し、管理不全空き家の減少に努めてまいりたいと考えております。

そして、著しく保安上危険な空き家の場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家等の認定を行い、指導・助言を行って、それでも指導・助言に応じていただけない場合に勧告を行うと固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなります。

現時点において、税制面での危険な空き家対策としては、国によるこの仕組みとなりますが、空き家の解体を促進することによって土地を有効活用し、まちの活性化を図るという意味では、この仕組みだけでは不十分であることを認識しているところでもありますので、税制面と並行して空き家の解体の促進を図れるように、さまざまな施策が展開されるよう県と協議しながら、地域の声を国に対して届けてまいりたいと考えているところでもあります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、1の立地適正化計画の策定に向けてのうち、(2)の公共交通ネットワーク構築の御質問にお答えします。

初めに、地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉などのさまざまな分野で大きな役割を

担うものであります。

そのため、本市の公共交通のあり方を検討する上で、まちづくりと連携を図りながら、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを構築することが求められていると考えております。

そのような中で、現在策定中の立地適正化計画では、どのようなまちづくりを目指すのかというまちづくりの方針を定めるとともに、都市機能や人口が集積する中心拠点や生活拠点と、各拠点地区を結ぶ基幹的な公共交通軸など、将来においても持続可能な目指すべき都市の骨格構造を示した上で、都市機能や居住の誘導について考えを示すこととしております。

本市としましては、公共交通ネットワークの構築に当たっては、まずは立地適正化計画により、目指すべき都市の骨格構造を明確にし、都市機能や居住誘導区域を定めた後に、各エリアを結ぶ交通サービスの充実や公共交通沿線への居住の誘導など、まちづくりと連携の図られた方向性を示していく必要があると考えております。

現在、立地適正化計画の市民検討委員会に民間交通事業者の代表も参加いただいておりますので、今後ともまちづくりと公共交通の関係者相互の連携を図りながら、公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、空き家の除却を推進する固定資産税の押雪用地等特例制度導入についてお答えをいたします。

空き家を含め、住宅の敷地の用に供されている土地である住宅用地は、議員お述べのとおり、その面積に応じて特例措置が適用され、税負担の軽減がなされております。

固定資産税につきましては、地方税法の規定に基づいて課税を行っております。したがって、議員御質問の空き家除却後の土地を押雪用地と

した場合などに対し、本市独自に特例措置を設けることはできないものと認識をしております。

住宅が除却された土地につきましては、特例措置が適用されず税額が上昇するため、このことが住宅の除却が進まず空き家が増加する一因との御指摘もございます。

立地適正化計画につきましては、今後、全国的に策定が進むものと考えられますので、それに伴う税制改正の動向を注視していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 午前中の高橋壽議員の御質問にもお答えしたところであり、繰り返しになる部分もございますが、小中学校におけるエアコン設置の経緯と現況についてお答えをいたします。

本市の小中学校へのエアコンの設置につきましては、平成26年度までに中学校全8校のコンピューター室のほか、小中学校全26校の職員室と保健室への整備を完了したところであります。また、音楽室や図書室等の特別教室にも順次設置を行い、これまでに小学校16校の28室、中学校8校の35室に設置し、設置率は小学校が17.2%、中学校が27.6%となっております。

普通教室では、小学校197教室と中学校90教室の合計287教室中、設置している教室は、万世小学校と関根小学校のプレハブ校舎となっている計4教室と、東部小学校の病弱学級1室の計5室となっており、設置率は小学校が2.5%、中学校が0%で、小中学校の普通教室と特別教室を合わせた全体の設置率は11.8%となっています。

次に、今後の対応についてであります。本市といたしましても、現在の気象状況や学校を取り巻く社会環境等を鑑み、本市の良好な教育環境を構築するためには、今後、普通教室への設置も進めていく必要があるものと考えております。しかしながら、先ほど整備状況を御説明しましたとお

り、小中学校の全287教室の中でエアコンを設置していない教室は282教室ありますので、これを一気に整備するのは困難であると考えております。

このため、まずは早急に全ての小中学校の複数の特別教室にエアコンを整備し、ローテーション等の工夫を行いながら、全ての児童生徒がエアコンを設置した教室で授業を受けることができる環境をつくってまいりたいと考えております。

また、全ての普通教室に設置する場合には、老朽化している校舎が多いことから、受電設備等の増設や電気配線等の大規模な改修が必要となるケースが多いと想定をしており、建物全体を見据えて十分な検討を行う必要があると考えております。

加えて、国では従来の40年から50年程度で施設を建てかえする考え方から、建物全体の耐久性を高めることに加え、建物機能や性能を現在学校が求められている水準まで引き上げる長寿命化改修への転換を求めています。本市でも学校施設の長寿命化計画を平成32年度までに策定することとしておりますので、市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づく小中学校の統廃合による学校施設整備計画や本市の財政状況等を鑑み、今後、年次計画を立てながら、段階的にエアコンの設置に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、政府の予算措置を図る方針に対する対応であります。補正予算案の具体的な補助要件等の内容が判明次第、特別教室を中心に具体的な設置箇所等を選定して補助要望を行い、整備してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、3番の環境問題を乗り越える本市畜産の振興についてお答えいたします。

一昔前までは、小規模ながら多くの農家が牛・豚・鶏などの家畜を飼っていましたが、宅地造成等による市街地の拡大等が進むにつれて、さまざまな課題から多数の農家が家畜の飼養をやめていきました。現在あるほとんどの畜産農家は、住宅街から離れた場所で経営を行っている状況であります。

その中でも南原地区にある養豚事業所に関しましては、臭気対策としまして、以前に飼養頭数を約半数に減らしたり、脱臭装置や豚舎などの改修等を行い、臭気の拡散する範囲を狭めてはきておりますが、いまだに風向きによって近くにお住まいの皆様に御迷惑をおかけしている状況にあります。

また、大規模酪農事業所につきましても、平成33年度をめどに、経産牛の飼養頭数をこれまでの約3倍に拡大する計画でありますので、臭気や排水など周囲の生活環境に影響を及ぼすことがないよう、本市としても県等関係機関と密に連携を図りながら、指導を徹底してまいりたいと考えております。

このほかにも、これまで肉用牛や酪農経営の臭気や排水等に起因する苦情が寄せられ、定期的に地元住民の皆様との話し合いや改善対策の現場状況確認を行い、対応してきた経緯があります。

これまでの畜産環境問題への本市及び特に大規模な畜産事業者の対応について振り返ってみますと、事業を新たに開始する際には、関係する地元や近隣にお住まいの皆様への丁寧な説明が必要であったと考えております。そして事業開始後も、事業者が地元や近隣の皆様とコミュニケーションをしっかりととりながら、問題の発生が懸念される際には両者がすぐに話し合いを持てるような関係を築き、その良好な関係を維持できるよう、市もかかわりを持つことが大切であったと考えております。また、畜産環境問題に詳しい専門家にも早いうちから指導を仰ぐようにしなければならなかったと考えております。

全国の例を見てみますと、畜産事業者と地域住民、そして行政の3者で公害防止協定を結び、地域住民が安心して暮らせることと、畜産経営の健全な発展を目指している事例もありますので、本市としましてもそういった事例に学び、今後の対応を検討していきたいと考えております。

このような協定があり信頼関係を築くことができれば、問題が生じた際に、単に行政が事業者を規制するのではなく、問題解決に向けてともに協議できるものと思われれます。

本市としましても、今後はこのような反省点などを踏まえ、地域と事業者、そして行政が一体となって信頼関係を築き上げ、お互いが共存できる体制づくりに努めながら、よりよい畜産振興を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番（相田克平議員） 答弁ありがとうございます。

順番に2回目の質問をさせていただきます。

御答弁の中にもありましたが、やはり空き家の所有者にとって税制の問題が一つの壁となっていることも把握されているということで、試算してみるなど丁寧な対応をとっていただいているということでしたので、この点については今後もしっかりと続けていっていただくとともに、やはり啓発といいますか、情報を発信して正しい見解といいますか、そういう知識を持っていただくことも大事でございますので、その点についても今後努力を続けていきたいというふうに申し上げておきますが、現在あるさまざまな制度、例えば除却の支援、危険空き家に認定された場合に解体費の8割、最大120万までの補助の制度とかありますよね。これは空き家という認定を受けて、しかも何らかの採点で要するに再活用がなかなか難しい建物だという認定を受けた上で適用されるというような制度だったと思います。それに関しては、再活用が難しいものの除却を促すこと

にはつながるんだけど、その他の制度というのは実は逆にいっちゃっている。つまりリノベーションをして再利用できるような、要するに建物そのものにまだ一定の資産価値が残るようなものは、建物に対する固定資産税も一定程度かかっているために、取り壊したほうが有利だけれども、もう建物そのものが老朽化が進んで再利用ができないような建物は、そのまま放置しておいたほうが支払う固定資産税は安いという状況にあるわけですよ。

私が今回テーマとして申し上げているのは、空き家というふうに認定されていたものの除却を進めることもそうなんです、要するに空き家の発生を抑制するために、やはり現在の税制に対して問題点というものをきちっと示していく必要があるんじゃないか。そういう意味合いでは、御答弁の中に、今後国に対しても制度設計の中で求めていくというような発言がありましたので、その点について期待したいというふうに思っております。つまりは代謝を促進する必要があるのに、現在の制度は代謝を遅くしているということにつながっています。総務部長がうなずいてくれたので、言いたいことはわかっていただけたと思いますが、だから一定の公益性があったり、周辺住民の方の理解も得られたり、財政的にも、ほかにかかる費用の削減が期待できるような形で、押雪用地の確保みたいな形で特例措置を提案していくようなことはできないかということで今回取り上げさせていただきました。当然ながら、各部局からそれぞれ県、国へと要望を上げることも大切かと思いますが、ぜひ市長に、全国市長会とか、議会においては全国市議会議長会という組織もごさいますが、六団体などの中で雪国の声として賛同する地域を取りまとめるような動きをしていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いしたいと思います、いかがですか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 全国市長会は別にしましても、

我々の例えば豪雪地帯の市でつくっている全国雪寒都市対策協議会という団体がごさいます。米沢市は監事を仰せつかっておりましたが、今日まで一般的な要望にとどまっておりましたので、廃止の方向ということも実は考えておったんですけど、ことしの冬の北陸を中心とした大雪で非常に要望活動なんかも活発といいますか、そういう経過もありまして、やっぱり雪もいつどこにどう降るかということもわかりませんので、これは残しておくべきであろうと、この間、役員会で話が合ったわけでありまして。

そのとき私が申し上げたのは、単に雪が何センチ降ったとか降らなかったとかで、それが最終的に特別地方交付税として年度末にいただけるわけでありまして、これからの高齢化社会を見据えた場合に、除雪の問題というのは雪が多く降ったか降らないかだけの問題ではないと。当然その中には空き家も出てきますし、高齢者の二人暮らしとかひとり暮らしのところもあると。米沢市の場合は、除雪をする場合に押雪という制度をやっている。この部分には別に予算がかかりますというようなことも実態をお話しさせていただきました。こういったこともこれからの高齢化であつたりとか、人口減少によって空き家が出てくる、空き地が出てくるということであるならば、やっぱり除雪という、要するに雪対策の面で国もそういったものをカウントすべきでないかと、そういったものも陳情、要望するべきでないかということで、今その内容について雪寒都市対策協議会の中で案をまとめている途中でありますので、議員から御指摘の部分においても、新たな方策として、税制の面でいいのか、または除雪対策、雪対策としていいのかは別にしましても、そこら辺もしっかりとこれから国のほうで我々のそういった市長会なり、また雪寒都市対策協議会の中で十分に検討していきたいと、このように思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番(相田克平議員) ありがとうございます。

ぜひお願いしたいんです。やはりテーブルに上げて検討するということが大事であります。要するに空き家問題、空き家対策として特定してしまうと、空き家と認定されるところを待つという状況ができてしまいます。要するに代謝がしてくれるということです。これまで除雪に関しては高橋英夫議員なんかも、やはり本市においては町なかでも除雪機を市民の皆さんがそれぞれの御家庭で購入して、例えばお隣の高齢者のお宅の前をきれいにしあげたりということをしているわけですよ。そういうときに、飛ばしておける、積んでおけるところがあるかないかというのは非常に大事なわけです。

一方で市としては、先ほど申し上げましたように公共インフラ、さまざまな施設の効率性の観点からいけば、やはり人口密度ということを考えれば、当然建物がすき間なくに近いように建っていくことが望ましい方向であるわけで、実はたくさん雪が降るという本市の特性上、相反してしまう部分も出てくるやに思います。そういう意味からも、実情をきちっと捉えている自治体が声に出して提案していくということが大事だと思いますので、私も今後も少し制度の中身について研究をしてまいって御提言させていただきたいと思いますので、ぜひ声にさせていただきたいということを求めてこの項目については終わりたいと思います。

続いて、教室へのエアコン導入についてお伺いしますが、長寿命化計画、そして本市においては適正規模・適正配置の計画が今後進んでいくと。その進捗に合わせた中で、適時、国の制度も見ながら導入を進めていくという御見解だったというふうに思います。

改めてお聞きしたいのは、現段階で例えば全教室に入れるとしたらどれぐらいの費用がかかるのかとか、そういうことは既に試算されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほどの高橋壽議員の御質問にもお答えいたしました。現在、まだ詳しい試算などは行っておりませんので、今後、長寿命化計画の策定において、概算事業費などについても積算をしていきたいというふうに考えております。

一つの参考事例ということで考えてみますと、他市でさまざまな概算事業費が出ておりますので、それを本市に当てはめて計算をした場合には、大体十数億から20億程度というふうな概算の数字は出ますけれども、繰り返しになりますが、本市の状況、校舎の状況だったりさまざまな状況を含んでいない単純な数字になりますので、こういった数字をきちんとこれから積算していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番(相田克平議員) 電気設備等々の部分がやはり大きいのかなというふうに思うわけですが、それだけの金額がかかるとなると、やはり一気にというのは当然いかなのはわかります。例えば今後、長寿命化計画もそうですが、新たな学校を建てるような場合、やはり普通教室へも導入していく方針であるというような見解でよろしいのでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほど御答弁させていただいたように、普通教室については段階的に進めていきたいというふうに考えておりますので、そういった施設整備にあわせてエアコンの設置についても検討していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番(相田克平議員) ぜひ積極的に進めていただきたい。どうしても夏の暑さというのは、年々暑くなっているように感じます。温暖化が進んでいるということなのかですが、新たな校舎を建てる場合には全教室にエアコンが設置される

というような事例になっていけば、適正規模・適正配置でさまざまな地域事情をのみ込んでいただいて、今後、事業を推し進める上でも協力いただける要因ともなり得ると思うんですよ。ですから、きちっとした視野に入れていただいて、計画を重ねていつて実施していただきたいと思います。できるだけ時間をかけずに、1校、2校という形で実現していくことを望みたいと思います。

それでは、3つ目の畜産振興ですけれども、これまでの流れのこと、そして現在の姿勢について御答弁をいただきました。今後、振興を図っていく上で、事、畜産に対しては地元との協定とか関係性を重視していく必要があるというようなことで、その点について市としても指導力を発揮していくというようなことだったと思います。

協定の締結が必要だというスタンスといいますか、協定を結んでやっていただきたいという形になるんですかね。例えば新たな増設をするとか生産規模を拡大するような場合、やはり周辺住民との協定が必要というような市の見解なんですか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 やはり事業者が独自の展開でさまざまな事業をすることは、理がございます。ただ、一方では、社会的責任も当然ございますので、そういった意味では事業者と、影響をこうむる可能性のある地域住民の方と、そして行政が間に立って協定のようなものを結んで、お互いが理解し合えるような状況をつくることは必要だというふうに感じます。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番（相田克平議員） その姿勢だとなかなか難しいのかなと。米沢牛についても生産頭数拡大をしていくというのはなかなか難しいのかなと思うんです。市としてはむしろ、例えば本市の畜産振興の姿勢として、地域とのクラスター化を図りながら、例えば飼料米とか飼料作物を近隣の農家の方と契約を進めながら、地域全体が互いによ

くなるような形の事業体の形成というものを積極的に後押しするというんだったらわかるんですよ。でも環境問題が過去にあったから、だからそうならないようにするためにも覚書を交わしてねみたいなのだと、やっぱりそれこそ、農業委員会会長も立派な後継者がいらっしゃいますけれども、若い方々が将来に希望を持って本市の畜産の生産現場で頑張っていくというふうな雰囲気にはならないんじゃないかなと思うんですよ。やはり地域を取り入れたクラスター化とか関係性の構築という形で積極関与していくことのほうが私は有効だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 確かに議員おっしゃる部分では有効な部分があるかと思いますが、農家の方たちとしましても、やはり事業者として取り組んでいるものがございますので、その方たちの判断もございます。そういった意味では、一方的に言うことはないでしょうけれども、総体的な地域との話し合いとかさまざまなものを含めてということになりますので、やはり地域と事業者との話し合い、そういったものを優先できるような環境づくり、これがまず必要だというふうに思います。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番（相田克平議員） 環境問題の発生を極力防ぐためには、それなりの施設の導入も当然必要であります。よって、国においてもさまざまな補助制度というものが設計されていて、それらの活用を促しながら、畜産生産額といいますか、そういうものを確保を図っているというところなんだというふうに思います。専門家もいらっしゃいますので、余り深く言ってもぼろが出てしまうかもしれませんが、この辺でやめておきますが、ただ、制度を活用しようと思った場合に、やはりその事業者、事業計画に自治体がきちっと理解をした中で一緒になって事業を進めていくという

姿勢が求められていくわけですね。民間生産者が個人で一方向的に使える制度というのは少ないわけですし、大きなものほど、地元自治体の政策的な中にあるかどうかということが問われるわけです。やはりその点において、本市は少し及び腰に映るんですよ。定住自立圏の中で米沢市のブランド力を高めるために獲得した予算を使いながら、3市5町、足並みをそろえて畜産振興にも力を入れていこうという本市でありますので、やはりその辺の組み立てをもう一度再考していただいた中で、きちっとした畜産事業者が、生産者が勇気を持って、希望を持って取り組めるような地域づくり、振興、後押しをしていただきたいと思います。産業部長、ぜひ決意のほどをお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 畜産振興に限らず、農業、工業、商業、全ての産業に関しまして、さまざまな形で市民が頑張っている部分、そういったものを一緒に応援しながら取り組めるような、そういう行政でありたいというふうに思っておりますので、これからもさまざまな形で取り組めることはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で22番相田克平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時13分 休 憩

~~~~~

午後 3時22分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、本市における家庭排水処理に対する政策について外2点、19番太田克典議員。

〔19番太田克典議員登壇〕（拍手）

○19番（太田克典議員） 市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、お忙しいところ傍聴においでくださいました皆様に心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来13回目の一般質問となりました。当局の皆さんには簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

今回は下水道に関する項目2点と、住宅支援政策、特に若者に対する視点から住宅支援政策を取り上げました。

まず1点目として、本市における家庭排水処理に対する政策について伺います。

先日、ある市民の方から次のような電話をいただきました。「住宅からの排水が臭いと言っている人がいんなよ。下水道はまだ入ってねようだげんと、どうなっているんだ」。場所を聞いてみると、中心部の市街地ではなく、下水道がまだ入っていないやや郊外のところのようでした。住宅などからの排水や、排水が流れ込む側溝が臭い、その原因としてどのようなことが考えられるか、まず市の見解をお聞かせください。

その上で、次の2点について伺います。

まず、家庭からの排水処理に関しては、下水道あるいは浄化槽の設置によるものが中心ではないかと思われませんが、本市においてはその下水道事業と浄化槽設置についてどのような関係にあるのかお知らせください。

次に、本市における家庭排水処理の今後の方向性について、下水道事業の見通しも含めてお示しください。

2点目は、下水道事業会計が企業会計に移行することに関して伺います。

下水道事業会計は、本市ではこれまで特別会計の一つとして処理されてきました。会計方式は一般会計と同じ、現金主義、単式簿記によるものです。

これに対して、総務省は平成27年1月27日に、各都道府県知事並びに各指定都市市長宛てに「公営企業会計の適用の推進について」とする要請を行いました。内容は、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から31年度までの5年間で公営企業会計に移行するよう特段の配慮を求めるとともに、各都道府県内の市区町村に対しても内容を周知し、適切な助言を行うよう依頼するものでありました。

これによって各都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、平成32年4月までに公共下水道事業などを公営企業会計へ移行させることになりました。この会計方式は、発生主義、複式簿記によるもので、本市で既に実施されている水道事業会計、市立病院事業会計と同じです。

そこで伺います。

総務省が掲げる導入の目的は、「人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため」とされていますが、下水道事業会計に企業会計を導入することで、市民にとって何が明らかになり、何がどう変わるのかお知らせください。

また、導入に係る課題やスケジュール、さらには導入後の課題は何か、お答えいただきたいと思っています。

3点目は、本市における住宅支援政策、特に若者に対する住宅支援政策の現状をどう捉え、必要性をどう認識しているか伺います。

本市でも、全国ほとんどの地方自治体と同様に、

急激な人口減少問題に直面しています。これに対して、これまで当議会においてもさまざまな対応策が提案されるとともに、その必要性が論じられてきました。

こうした中、平成28年3月には、人口減少問題の克服に向けた実効性のある施策をまとめた米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されています。また、同時に、米沢市人口ビジョンが策定され、本市における人口の現状分析を行うとともに、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望が示されています。

この米沢市人口ビジョンでは、結婚・出産・子育てに関する意識について、18歳から40歳の市民を対象としたアンケート調査の結果がまとめられています。その質問項目の1つ、結婚を支援するために米沢市に期待する取り組みとして要望が多かったのは、第1に「安定した収入を確保できるよう、雇用や経済活動の環境整備」、第2に「結婚祝い金や結婚に係る費用補助など、結婚に対する経済支援」、そして第3として「新婚家庭への住まいへの支援」でした。割合は、回答数284人の34.9%で、「婚活イベントなどによる出会いの機会づくりの充実」を求める21.5%より多くなっています。

そこで伺います。

本市における住宅支援政策、特に新婚家庭、若者に対する政策はこうした要望に応えるものになっているのでしょうか。現状と必要性をどう認識しているかお答えください。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 穴戸上下水道部長。

〔穴戸義宣上下水道部長登壇〕

○穴戸義宣上下水道部長 私からは、1の本市における家庭排水処理に対する政策について及び2の下水道事業が企業会計に移行することについてお答えします。

初めに、住宅排水で側溝がにおうと考えられる

原因であります。側溝の現場がどこかわからないので一般的な話になりますが、1つには、浄化槽からの排水がにおうということであれば、維持管理が適正でないため放流水が水質低下していることが考えられます。また、浄化槽から排水される側溝に流水がない場合や水が少ない場合もにおいが発生することがあります。もう一つには、くみ取りトイレや単独浄化槽を使用しているのであれば、生活雑排水がそのまま排水されるため、においの原因になることも考えられます。

次に、下水道事業と浄化槽設置の関係についてありますが、現在、本市では生活排水を適正に処理するため、米沢市生活排水処理基本計画に処理施設の整備方針として3項目を定めております。1つは市内中心部の都市計画用途地域を基本とする公共下水道事業、もう一つは広幡町成島地区の農業集落排水事業、そしてもう一つは、公共下水道事業と農業集落排水事業の処理区域以外において個人が設置する合併処理浄化槽に補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業の3つの区域に分けているところであります。

次に、家庭排水処理の今後の方向性をどう考えているかについてありますが、先ほどの米沢市生活排水処理基本計画において、公共下水道においては、人口減少の本格化や厳しい財政状況などの社会情勢の変化を受けて、汚水処理施設の効率的かつ適正な整備の推進を図るため、公共下水道で整備する区域を縮小し、早期に完了する整備を推進していくこととしております。

農業集落排水集合処理施設については、社会情勢の変化から処理区域の拡大は行わず、既存の処理施設の適正な維持管理と事業運営に努めることとしております。

公共下水道事業と農業集落排水事業の処理区域以外については、合併処理浄化槽の普及を推進する方針としています。現在、投資する整備事業費と使用料収入の効率性を考慮しながら、将来を見据えた市全体の下水道で整備する区域の見直し

をしているところです。早期に生活排水処理施設の整備が完了するよう進めていきたいと考えております。

次に、2の下水道事業が企業会計に移行することに関してお答えいたします。

初めに、企業会計を導入することで、市民にとって何がどう変わるかについてお答えいたします。

下水道事業会計は現在、特別会計として単式簿記の官公庁会計で行っていますが、平成31年度からは水道事業と同じ複式簿記の公営企業会計に移行します。これにより維持管理などに係る収益的収入と収益的支出の損益収支、いわゆる3条予算であります。これによって損益がわかりますし、建設改良などに係る資本的収入と資本的支出の資本収支、これは4条予算であります。これらによって資産形成と財産がわかります。下水道事業経営の資産、負債、資本をあらわす貸借対照表によって、事業経営の安定度合いを把握できます。当該年度の経営費用と収益をあらわす損益計算書によって、経営状況が明らかになります。

これら財務書類によって事業経営状況がさまざまな数値として指標にあらわれることとなりますので、市民の皆様には下水道事業が健全経営を推進しているのか、そうでないのか、明確に示されることが可能となります。このような経営指標を情報公開していくことで、市民にとって料金や財政の見通しが適正かどうか、判断できるようになるものと思っております。

次に、(2)企業会計導入に係る課題やスケジュール、導入後の課題は何かについてお答えします。

初めに、企業会計導入に向けた業務としましては大きく分けて4つの業務があり、法適用基本計画の策定、固定資産調査及び評価、法適用移行事務、システム構築の業務であります。

法適用基本計画については、法適用の基本方針、固定資産整理の方針、法適用移行事務の概要など

を検討、整理したもので、平成28年度に策定しております。

固定資産調査及び評価については、これまでに取得してきた全ての資産を調査し、価値がどれくらいあるかを明らかにするもので、本年8月ではほぼ完了しております。

法適用移行事務については、関係部局との調整、条例の整備、新予算の作成、打ち切り決算などで、現在取り組んでいるところであります。条例などの例規整備のうち条例改正については、12月定例会に議案を提案する予定であります。

システム構築については、現在、水道事業で使用している財務会計システムを使用することになりますので、下水道事業が支障なく稼働できるよう協議をしながら業務を進めており、来年3月まで仮運用をし、4月から本運用となります。

課題としましては、下水道事業特別会計は平成31年3月31日をもって終了し、4月から企業会計に移行するため、これらの移行事務を遅滞なく円滑に進めることが現在の課題であります。

導入後の課題としましては、会計的な処理の方法などが今までと変わりますので、企業会計に精通した職員の育成、中長期的な経営計画の策定、施設などの更新も含めた建設改良計画の策定、将来必要な投資経費を踏まえた適正な料金算定などが考えられます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、3の本市における住宅支援政策の現状をどう捉え、必要性をどう認識しているかについてお答えいたします。

初めに、本市の住宅支援政策の主なものにつきましては、市営住宅政策のほか、住宅環境の充実と経済の活性化を図ることを目的とした米沢市住宅リフォーム総合支援事業と、空き家の利活用と移住・定住を目的とした米沢市空き家利活用支援事業を進めているところであります。また、高

齢者政策といたしましては、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業などがあるところでございます。

議員御質問にあった新婚家庭の住まいへの支援の現状につきましては、米沢市住宅リフォーム総合支援事業費補助金のメニューの中で、新婚家庭が要件工事を含んだリフォーム工事を行う場合には、通常、一般世帯の場合に対する補助率10%、上限額20万円をかさ上げし、補助率20%、上限額30万円となる優遇措置がとられております。

この制度は、新婚世帯のみならず、子育て世帯、三世帯世帯においても同様の優遇措置がありますので、若者世帯における住宅環境の充実に効果を上げているところであります。

また、居住を目的に空き家を購入する個人の方に対して購入費用の一部を補助する空き家利活用支援事業につきましても、一般家庭はもとより新婚家庭の利用も可能であり、住宅リフォーム総合支援事業と併用しての利用が可能となっております。

以上、現状としましては、このような関係事業だけであり、若者、新婚家庭に特化した住宅支援事業につきましては、現在のところ市として持ち合わせていないところではありますが、定住人口の増を考える上で住宅支援での方策も大事なことと思っておりますので、今後、市民ニーズの把握に努めながら、新婚世帯や若者世帯の利用が促進されるような制度についても検討してまいりたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。順を追って質問していきたいと思います。

まず、家庭排水処理に対する政策ですけれども、現状として改めてお伺いしたいと思いますが、下水道の普及率、下水道の設置戸数、それらについてはおわかりですか。

○島軒純一議長 穴戸上下水道部長。

○**宍戸義宣上下水道部長** 平成29年度末時点での公共下水道の普及率であります、64.2%になっております。実際に下水道を利用している世帯数については1万8,395世帯ほどになっております。

○**島軒純一議長** 太田克典議員。

○**19番（太田克典議員）** その普及率64.2%、分母・分子、これは何なんですかね。面積ですか、それとも世帯数ですか、それとも人数ですか。

○**島軒純一議長** 宍戸上下水道部長。

○**宍戸義宣上下水道部長** 29年度末の人口8万1,125人、これを分母として、いわゆる利用可能な人口5万2,061人、これを割りまして、64.2%というふうに算出しているところでございます。

○**島軒純一議長** 太田克典議員。

○**19番（太田克典議員）** ちょっとわからなかったんですけども、5万何人というのは、下水道事業計画内の人数、それに対して実際に利用している人数1万1,125人、その人数で割ったというふうなことでよろしいですか。

○**島軒純一議長** 宍戸上下水道部長。

○**宍戸義宣上下水道部長** いわゆる全国的な普及率というものについては、米沢市の総人口に対してどれだけ下水道を使える方がいるのかということでの普及率ですので、米沢市はその率が64.2%ということでございます。

○**島軒純一議長** 太田克典議員。

○**19番（太田克典議員）** わかりました。あくまでも人数ということですね。

例えば一戸建てで下水道利用をしているところがあれば、その1戸の世帯数、例えば4人、5人であれば5人としてカウントすると、それが分子だということよろしいですね。

下水道の設置戸数は1万8,395戸ということで、一方、浄化槽関係についても言及があったかと思えます。単独浄化槽、合併浄化槽ということが言われましたけれども、それぞれ何戸設置だか教えてくださいいただけますか。

○**島軒純一議長** 宍戸上下水道部長。

○**宍戸義宣上下水道部長** 現在、把握している合併処理浄化槽の設置基数については5,345基、単独処理浄化槽については2,246基というふうに把握しているところでございます。

○**島軒純一議長** 太田克典議員。

○**19番（太田克典議員）** こちらは単位が基ということですので、1戸に1つ浄化槽ということかと思えます。そうすると、あわせて先ほど下水道の設置戸数をお聞きしましたが、1万8,395戸、これに対してプラスすると、合併浄化槽が5,345、単独浄化槽が2,246ということで、約2万6,000世帯か戸かということだろうと思えます。米沢市の世帯数、大体3万2,000から3万3,000だと思えますけれども、残りの部分は下水道でもない浄化槽でもない、そういったことで家庭排水処理されているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○**島軒純一議長** 宍戸上下水道部長。

○**宍戸義宣上下水道部長** そのような考えです。

○**島軒純一議長** 太田克典議員。

○**19番（太田克典議員）** 先ほど、市民からの声に応じて市の見解をお聞きしたわけですが、においがするというものに対してどういったことが考えられるか。下水道が布設になっている地域であれば、まずにおいはしないだろうということですよ。側溝には家庭の排水が入っていかない。その家庭の排水が、例えば浄化槽が入っているところ、その浄化槽の機能というものが一体どうなっているのかというふうなことが考えられる。それが一つ。

それから、くみ取りと単独浄化槽ということであれば、生活雑排水としてそのまま流れているので、それによってにおいが発生するというふうなことで理由を述べられたかと思えます。

下水道は別にして、単独浄化槽は別にして、合併浄化槽というものも結構浄化能力というものがあろうかと思うんですが、それでも浄化槽そのものの維持管理によってはにおいというものが発生する可能性もあるということよろしいで

すか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 適正に維持管理、例えば定期的な年3回以上の維持管理であったり、あとは法定検査を受けたりですとか、機能・水質低下になれば年1回くみ取りをしなくてはならないということではありますが、それらを全て行っていれば水質の低下にはつながらないというふうに思っております。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番(太田克典議員) 今、述べられたように定期的な点検、そういったものもあるんだと、浄化槽の維持管理については。その結果についても下水道課のほうに報告があるんだというふうにお聞きをしました。

その報告の結果、問題のある浄化槽というふうなことで数値を把握しているかと思いますが、その件数というものをどの程度やっているかお知らせいただけますか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 法定検査を実施している山形県水質保全協会から不適正者の報告が市に届きます。市では対象者へ浄化槽の改善を文書や訪問活動で指導しておりますが、29年度末でそういった改善を指導した件数については117件ほどでありました。うち下水道の全体計画区域、下水道の計画区域内には60件ほどあります。それ以外については57件ほどという内訳になってございます。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番(太田克典議員) 先ほど、下水道以外の部分で、合併浄化槽であればその排水を側溝に流すときに、側溝そのものの流水があるかどうかというものにおいにかかわってくるだろうと。それから単独浄化槽であればおいが発生している可能性がある。実際、法定検査を行って、問題ありという件数が昨年度は117件。これについてはしっかり検査、維持管理していただきたいとい

う指導をされるかと思います。今後ともそのような指導をしっかりと行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 単独浄化槽についてはさまざまな生活雑排水が流れてしまうというところがありますが、合併浄化槽については、適正に管理すれば放流水については下水道と同じような機能を発揮するということなので、適正な維持管理を今後とも指導してまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番(太田克典議員) その点はよろしく願いたいと思います。

今後の下水道事業の見通しとして、先ほど述べられました人口減少に伴って区域は縮小させていくと、その点について見直しをしているというふうなお話だったかと思います。

下水道事業計画区域を見直し、縮小していく上でやはり課題は2つ、私はあると思います。1つは、下水道が入ってくるものだと、早く入ってほしいという期待をしていらっしゃる市民の方、相当いらっしゃると思います。そういった方々に今後、事業の見直し、区域の縮小、そういったことをどのように丁寧に説明して納得していただくか、その点は非常に大事な点だと思います。

それからもう一つ、合併処理浄化槽を設置する場合に、補助金というものを市で出しております。その対象となるのが公共下水道事業の認可区域外、農業集落排水事業の実施区域外。その区域内にある家庭については浄化槽設置の補助は出ないというふうな話だったわけですが、今後、事業の縮小、あるいは事業のスピードも同じように落ちてくるんだということであれば、計画区域内であっても、早急に浄化槽を設置していただくために、補助の要件を緩和する必要があるんじゃないかなと。結局いつになるかわからない事業計画区域で、いつまでも浄化槽設置のための補助が得

られないままになっていて、下水道が入るのをずっと長く待っているしかないのかという話だと思うんですね。そのあたり特に補助の見直しという点についてはいかがですか。早急にやっていたきたいと思います。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 現在は、下水道の事業計画区域については補助金は出していないところでもあります。下水道事業計画区域においても相当期間を要する。そして「まだか、まだか」という方もおられます。

ですので、現在は補助金の関係については出ないことになっておりますが、実は下水道事業計画区域内でも下水道が整備になる前に合併浄化槽を設置するという場合についても補助金の支出をできるように考えているところでもあります。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） ぜひそのような方向でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番に移りますけれども、企業会計に移行するということで、市民に何が明らかになって、何がどう変わるのかお話がありました。収益的収支、資本的収支ということなんですが、なかなか専門的な言葉でもってわからないのが本当のところじゃないかなと思います。

前回6月定例会で、私、公会計について一般会計のほうを質問しまして、その結果について議会活動報告に載せたところ、それを読まれた方から、中身が専門的でちょっとわかりづらいので、表現も工夫したほうがよかったんじゃないのというふうな指摘を受けました。まさにそのとおりなんです。先ほど、企業会計を導入することによっていろいろな数値的なもの、これがあらわれて、市民にとって健全かどうか、あるいは料金の見通し、財政の見通し、こういったものが正常かどうか、それが明らかになってくるんだというふうなお話でしたが、実際に会計処理した後の金額、そ

の金額がどういう意味を持っているのか。そしてその金額を使ったいろいろな指標も出てくると思いますが、その指標が何を意味しているのかというところをやっぱり丁寧に市民の皆さんに説明していかないと、「わかるんだよ」と言っても、何が具体的にわかっていって、この数字が上がればいいのか、下がればいいのかということも含めてわかりづらいと思うんですね。なので、その辺のPRの仕方というのはすごく大事だと思いますが、PRの仕方、工夫、そういったものについて再度お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 確かに、私も一般的な公会計にはなれておりましたが、企業会計というのはなかなかなじみにくいというところで、というのはやはりわかりにくい専門用語がいっぱい出てきて、それを一つ一つ理解しないとさまざまな会計の内容がわからないというのが実態にあります。ですので、例えば一つの下水道会社があって、その中で収入となるものについて、どういう形でどういうふうに入ってきて、支出においてはどういうふうな経費が出ていくとか、あと建設する場合については、さまざまな借入れ関係をして、今どれだけ返済をしているのか、そういったわかりやすいような身近な例にあらわせるような、そんな形で表現できればよいのかなというふうにはまず考えているところですので、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） これは一般会計にも言えることでありますけれども、市民にわかりやすい会計の中身、財政の中身。

立川市というところで財政白書を毎年度つくっておりまして、ホームページで公開されていますけれども、これを読みますと大変わかりやすい中身になっておろうかと思います。ぜひ参考にいただければと思います。

それからあと、財源のところでちょっと確認しておきたいわけですが、企業会計導入といいますと、どうしても採算性というところがクロージアアップされてくるんだろうと思います。下水道事業会計が企業会計に移行する、そのことに伴って米沢市において、米沢市の一般会計からの繰出金、これが出ておるかと思いますが、今後の繰出金についての考え方、これが変わってくるかどうか、そこを確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 基本的には企業会計に移行したとしても、基準がございますので、その基準に従って支出することについては変わりございません。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） 市のホームページを確認しますと、平成29年3月に下水道事業経営戦略、これを策定して公開されています。その中で経営比較分析表も載っているわけですが、企業会計を導入していないがために記載がない項目がいっぱいあるんですね。これが企業会計を導入することによって、そういった項目に数値が挙がってくることになろうかと思います。例えば管渠老朽化比率とかそういったもので、企業会計を導入することによって下水道事業の経営戦略、将来にわたる戦略計画ですけれども、こういったものを見直す予定はおありですか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 やはり老朽化すれば更新とか、どうやって長寿命化にするかというそれなりの経費も必要になってくるかと思うので、そういった意味でもそういった指標は参考になるものと思っております。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） さまざまな指標というものが明らかになってくると思います。そうした指標について、あるいは金額的なもの、額という

ものについて、繰り返しになりますけれども丁寧に市民の方へ周知、説明、そういったものをやっていていただきたいというふうに最後申し上げておきたいと思います。

続いて3項目めに移りたいと思いますが、冒頭、お聞きしますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する質問を昨年6月定例会で、私は行っております。この戦略に関してKPIという指標が示されていまして、それについて検証して国に報告をすると。前年度のものについては翌年度中に報告すればいいんだというふうな回答を平成29年の6月定例会でなされていますね。その検証、国への報告、どのように報告になっていますか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今お話がありましたとおり、28年3月にこの戦略を策定し、総務省のほうに提出したわけでございます。

本市としましては、外部の意見をいただかなくてはならないというところで、行政経営市民会議から御意見をいただいて、太田議員のほうに6月に、今お話あったようにお答えしたところですが、その後県のほうに問い合わせたところ、各自治体において検証すればいいというようなところでした。当初、要綱にそこまで書いてはおりませんので、私、勘違いして答弁をさせていただいたところでございます。おわびして訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） 国への報告は必要なかったと。それは今おわびという形で訂正がありました。

一方、検証そのものは、やっぱり報告云々とは別にすべきではないかなと思います。検証はされているんだと思いますが、再度確認ですが、先ほどの答弁では、若者に対する住まい支援、住宅支援、そういったものは特に米沢市は今、展開していないということよろしいですか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 先ほどお答えしたとおり、特化した事業については現在行っていないところがあります。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） しばらく前になりますけれども、若者移住促進事業奨励金交付事業、これは3カ年にわたって実施されていまして、最終年度が26年だったでしょうか。これはその後、なくなったわけですが、これについての実績、成果というものは、過去の定例会でも質問が出ていますので、答弁なっていると思いますが、実績、成果というものがあるかと思うんですが、なぜやめたのか、そこをお聞かせいただけますか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 3年間の予算額合計で2,600万円でございます。そして33件に対して奨励金を出したと。外からおいでになった方が市内におうちを建てた、そして空き家を買ったというところに補助を差し上げるというのが基本的な考え方でございます。

福島からの移住の方などもいらっしやいまして、一定の成果は上がったと思っておりますが、一つ財政的な問題は、年間約1,000万の補助、純粋なる補助と単独の補助というところで非常に負担は大きいということと、もう一つ、細かいところまでの効果をなかなか把握できなかったというところもございます。アンケートはとりましたが、もともとこちらに帰る予定で、たまたまこの奨励金を使われたという方も少なからずいらっしやいます。

そのようなところで、さまざま検討しまして、先ほど建設部長からありました空き家の問題も非常に大きな問題となりましたので、その中に、若者に限らず移住者については加算をさせていただくという制度に変えたというような状況でございます。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） 住居、空き家なりなんなりを買った、あるいは建てた、それを対象にした奨励金だったというふうなお答えでした。

ここで議長の許可を得まして、1つ資料を皆さん方に見ていただきたいと思います。

見ていただいている資料は寒河江市が作成したものです。一番下のところに担当部署が書かれていまして、寒河江市役所の、1つは商工創成課、こちらに電話しましたら部署名が変わっているようで、今は違う、企画創成課とおっしゃったでしょうかね、そこと建設管理課で作成したものです。

これは中身に触れる前にチラシといいですか、このPRの配布の仕方についてちょっと述べておきたいと思いますが、実はある「地域みっちゃく生活情報誌」、これは自称ですけども、米沢・南陽・高畠・川西を対象とした月刊の「地域みっちゃく生活情報誌」の表紙の裏に印刷されておったものです。発行部数は、これも自称ですけども、6万3,000部。そして米沢・南陽・高畠・川西の各戸無料配布、5万8,694部ということで配布になったその月刊誌の表紙の裏に掲載になっておったものです。まず、PRの仕方、これは非常に特徴的だなということが1つ。

それから、この中身。先ほど米沢市では新築だったりリフォームだったり、そういったものだけの、しかも若者に特化しない、そういう政策だけですけども、これを見ますと、寒河江市ではそれ以外にやっている。そもそもタイトルが「寒河江は子育てに本気です！」ということです。左側の中段に行きますと、「新婚・新生活を支援します！」と。「結婚＋転入」で、引っ越し費用、家賃等、最大30万円補助というふうになっております。その下「住まいを借りる」、子育て世帯支援タイプについては月額2万円、2年目は1万5,000円、3年目は1万円。若者夫婦支援タイプは、3年間で月額1万円。右側の下に行きますと、「県外から夫婦でUターン」「若者夫婦の奨学金

返還を支援します！」、最大125万円、これは寒河江市独自ですよ。その上のところには「住まいを建てる・買う」場合の一般的な米沢市でもやっている補助、支援策が載っています。

こうした施策を寒河江市ではやっている。しかもPRの仕方は、先ほど申し述べたとおり、寒河江市内ではなくて、近隣、置賜地域に満遍なくといますか、配られるようなことを考えてやっている。

これから人口減少、そういったものを考えていくときに、私、2つポイントがあるような気がするんです。1つは通勤圏が拡大するということです。東北中央自動車道、福島－米沢間が開通しまして、米沢－福島間が20分間短縮になったと。これは南のほうですね。北のほうも今年度中に上山までつながって、米沢中央－山形中央間がこれまた20分間短縮になる予定だというときに、通勤圏が広がる、拡大していつているわけですよ。つまり住んでいるところから職場に通えるその場所、エリアというのはどんどん広がっている。そのことを考えると、人口増対策というものについては、必ずしも雇用の場の確保、企業誘致を前提としない、そういう側面がだんだん強まっているんでないかということです。例えば職場が、働く場所が福島であったり山形であったとしても、米沢に住んでくださいよと、そういうことが言いやすくなってきているんでないかということです。

通勤圏が拡大している、そういったことに関してどのような考えをお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいまお話があったとおり、高速道路が昨年度、福島－米沢間、11月4日に開通し、また南陽・高畠－山形間も今年度開通予定になっております。また、置賜地域においても道路網のネットワークが進んでおります。

そういったことを踏まえると、住まいの圏域という大きさは広がっているというように私も認識しているところであります。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） 寒河江市のほうではどう考えているかですけれども、企業誘致に力を入れていることだとは思いますが、それにも増して、住んでくれる住民を呼び込もうとしている、しかも子育て世帯、それがこのPR誌からは伝わってくるような気が私はします。

それからもう1点は、若者に対する住宅支援というときに、例えばリフォームとか新築とか購入とか、そういったものに対する支援ではなくて、若者というとやっぱり社会に出て、年収も少ない、給料も少ないですので、一気に何十万、何百万というお金を出すことはなかなかそれはやっぱりちゅうちょすると思うんですよ。そうしたときにやっぱりアパート住まい、借家住まい、そういったところから普通、考えるんじゃないかなと。そうしますと、若者が求める住宅支援というのは、新築するときのお金を助成してくれということじゃなくて、家を借りるときのお金を幾らかでも助成してくれと。これが先ほど申し上げた人口ビジョンの中のアンケートの回答ではないかなと思うんです。

ただ、買うでもなく、リフォーム、新築でもなく、借地、借家、借りるというふうなことに對して、実は法律が一部、昨年改正されたものが施行されています。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正、これがなされて昨年施行になっていますが、住宅確保要配慮者、これは一般的に言いますと、例えば高齢者だったり障がい者だったり、思いつくところはそういうことなんです、実はその対象者として、国では子育て世帯の養育者、それも対象に考えているわけです。それにプラスして、山形県賃貸住宅供給促進計画、これによりますと、プラスして新婚世帯、若者、UIJターンによる転入者、これも対象にするんだよと言っているわけです。空き家等も対象になっています。空き家等を活用した住宅セーフティネットと言われますけれども、こ

の制度、空き家を登録してもらって、それを貸し出すと、そういう制度になるのかなと思いますが、そのあたり、十分空き家対策として本市でも検討していく余地があると思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいまお話があったいわゆる住宅セーフティネット制度、こちらのほうを国が制度を創設いたしまして、山形県においても3月に山形県賃貸住宅供給促進計画を策定し、4月1日に県補助要綱も制定されて、7月に私どもも説明会のほうを受けてきたところでございます。

その内容として、御紹介があった住宅確保要配慮者についても、こういった方々が対象になるというようなことで認識してきたところであります。そしてセーフティネット制度については、我々も内部でいろいろ勉強していたところであります。

市営住宅については、今後、保有総量を削減する方向でありますので、賃貸住宅、あるいは今お話があった空き家についても活用する方法など、さまざまな方向から検討していきたいというふうに思っているところであります。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） これまで3項目めとして住宅支援政策、特に若者に対する支援ということで質疑、論じてきたわけですがけれども、必要性として、情勢の変化、通勤圏が拡大してきている、そういう現状。それから年齢が低くて年収が少ないという若者に着目した場合のあるべき住宅支援政策、そういったものについてお話ししてきました。

ここまで市長としてどのような感想をお持ちなのか、感想をお聞きしたいと思います、いかがですか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 本市においても、御提示ありましたように道路網の整備も進んでまいりました。そ

して人口減少にどのように対応していくのか。そういった中で、先日まちコンなんかも行われて、インセンティブをつけながら一定程度のカップルは成立したようであります。

ただ、その後、じゃ米沢にどうやって住んでいただけるかということについては、今、太田議員からいろいろ御指摘をいただきました。そして新たな対応も先ほど建設部長から申し上げたとおりでありますけれども、やっぱりこういったものは子育ても含めて総合的に考えていく必要があるんじゃないのかなと。例えば交通網が整備、便利になったから、もしかすると隣の県のほうに就職しようかと、逆のケースも考えられますので、どうやったら米沢で生活をしていただくかというところを総合的にこれから検討させていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 太田克典議員。

○19番（太田克典議員） 総合的に検討されるというお話でした。

これ、逆のパターンも当然あり得るわけで、例えば米沢に引っ越ししてこようかなという人が「待てよ」と。この寒河江のものをみて、職場は米沢かもしれないけれども、もう寒河江のほうが住みやすい、しかも米沢に通って通えないこともない。しかも寒河江、例えば雪が少ない、子供ができれば子育てしやすい、そういったものを考えて、もしかすると寒河江に住居を構えながら、借家だったりアパート住まいだったりとはわかりませんが、職場は米沢に通うというふうなこともあり得るかもしれません。

逆に、もっと米沢では福島のように働きかけて、職場は福島かもしれないけれども、米沢でこういう支援政策をやっていると。高速道路も無料で開通になったので、ぜひ米沢に住んで職場に通うことも考えていただきたい。そういうPR誌を例えば福島のように全戸配布してみるとか、そういったことだっただけ考えられると思うんですよ。ぜひ米沢市も本気度を示していただきたいと思いま

す。

最後になりますけれども、総合的にというお話で、例えば住宅支援の内容に関する問い合わせについて、米沢市としても一元的に応える窓口というものが必要でないかなと思います。

これは平成28年の12月定例会、我妻議員が質問されています。会派で視察に行きましたかほく市の事例を挙げまして、かほく市では全部の事業を、移住してくるとこういうものが事業としてあるんだよということがわかりますよみたいなパンフレットをつくっているんですね。そのことを12月定例会では質問しています。それに対して市長は、「米沢独自の若者の移住というものについて、総合的にやっぱり移住される方がああこうなんだということが明確にわかるような取り組みというものも今後考えてまいります」と、1年半以上前にこういう答弁をされているわけで、実際にその後、考えていらっしゃるかどうかわかりませんが、ぜひ本気になって人口減少対策、子育て推進に取り組んでいていただきたいと思いますが、最後に一言いただきたいと思います。いかがですか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 いろいろと模索をしながら、先ほど御例示いただいた件については検討しておりますけれども、やっぱり今後、大きなインパクトとなるのは、いかに空き家バンクをつくって、これから創設するわけですが、それがどのように利活用できるのかというようなところも大きな視点として、今、議員からお話があったような対応もとっていかなければならない。

ですから、単に住宅政策のみでなくて、先ほど来からお話がありますように、今度はそういったことも含めて総合的な移住といいますか、そういったものに切りかえをしながら対応していかなければならないのかなと。子育て支援も含めて、若者対策も含めて、移住対策も含めて、そういったものを絡み合わせながら考えていく必要があ

るんでないかなというふうに今、御質問を聞いて思ったところであります。

○島軒純一議長 以上で19番太田克典議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時22分 散 会

